

裾野市幼児施設整備基本構想

改訂版3

裾野市教育・保育施設再編計画

改訂版

令和7年3月

裾野市

目次

1. はじめに	1
(1) 「幼児施設整備基本構想改訂版3」・「教育・保育施設再編計画改訂版」の策定 ..	1
(2) 計画の目的	1
(3) 計画の期間	2
(4) 圏域及び対象施設	2
2. 裾野市の幼児施設の現状と課題	4
(1) 裾野市の概況	4
(2) 幼児施設（幼稚園・保育園等）の概況	9
(3) 裾野市の子育て支援事業の概要	19
(4) 裾野市の財政負担等	20
(5) 幼児施設再編におけるこれまでの取組状況	28
(6) 裾野市の幼児施設再編に当たっての前提条件	30
(7) 裾野市の教育・保育の現状・課題	37
(8) 幼児施設再編に係る財源確保	38
3. 幼児施設整備基本構想	39
(1) 幼児施設整備・運営の基本方針	39
(2) 構想の具現化に当たっての留意事項	42
(3) 基本方針の展開	42
4. 裾野市教育・保育施設再編計画	54
(1) 公立幼児施設（公立教育・保育施設）の再配置の方針	54
(2) 計画推進の手段	64
(3) 構想改訂版3・再編計画改訂版の推進体制	66
(4) 構想改訂版3・再編計画改訂版の取組みの効果	66
(5) 再編スケジュールイメージ	68
[資料1] 策定体制・策定経過等	70
[資料2] 幼児施設再編に関する取組み実績	71
[資料3] 幼児施設整備基本構想・幼保再編計画の改訂履歴	73
[資料4] 公立幼児施設（幼・保・認定こども園）における施設統廃合（再編）に係る手続きイメージ	74

(注) 本構想・計画中の図表における元号の略称は、以下を意味する。

H:平成 R:令和

なお、令和元年度には、平成31年4月を含む。

1. はじめに

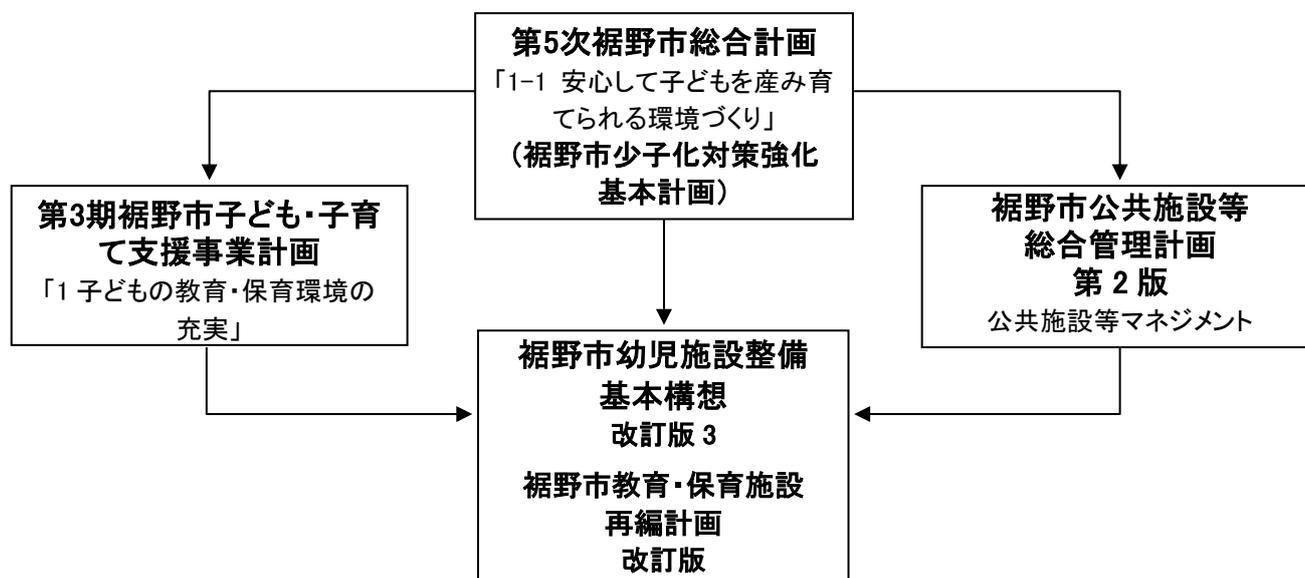
(1) 「幼児施設整備基本構想改訂版3」・「教育・保育施設再編計画改訂版」の策定

- 本基本構想は、少子化による就学前児童数の減少、公立幼稚園・保育園施設の老朽化、多様化する教育・保育ニーズ等に対応し、今後も安心して子育てができるまちづくりの推進を図るため、乳幼児期における教育と保育の総合的な推進と、施設の一体化及び適正配置に向けた裾野市全体の基本的な方向性について検討するものである。また、今後予想される扶助費の伸びによる厳しい財政状況を踏まえると、効率的な行政運営が求められることから、今後とも乳幼児期における教育・保育に関する多様なサービス提供を効率的・効果的に行っていくための方策として、民間活力の導入(公立施設の民営化)について併せて検討することを目的に平成25年3月に策定された。
- 構想策定後、構想で示した市の方向性、子ども・子育て会議による提言である施設の統合、認定こども園化・民営化は遅々として進まなかった。しかし、市は平成28年度に公共施設等総合管理計画を策定、平成30年度には、御宿台保育園を指定管理に移行、さらに行財政構造改革の取り組みを推進しており、構想から具体的な計画に落とし込むことが急務となった。そのため、平成30年度の子ども・子育て支援事業計画策定のためのニーズ調査等の結果を踏まえて立案された、令和元年度の子ども・子育て支援事業計画の策定に合わせ、幼児施設整備基本構想を見直し、今後の当市における教育・保育施設の再編計画が策定された。
- 構想改訂後、御宿台保育園の民営化及び認定こども園化・富岡第二幼稚園の閉園・御宿地区区画整理事業の影響を主要因として、令和3年1月に第2期子ども・子育て支援事業計画を改訂した。さらに、令和3年1月の第5次総合計画の策定、令和3年2月の財政非常事態宣言等、諸般の事情が変化したことから、再編内容やスケジュール等を見直し、かつ、民間の動向等を含んだ全市的な再編計画を整理した幼児施設整備基本構想改訂版2及び教育・保育施設再編計画(以下、構想改訂版2・再編計画)が令和4年3月に策定された。
- 構想改訂版2・再編計画の策定後、私立保育園の統廃合や私立認定こども園の開園、私立幼稚園の子ども・子育て支援新制度への移行等の再編が予定どおり進んだ一方、想定以上の少子化等の影響で再編方針の見直しが必要となったことから、幼児施設整備基本構想改訂版3及び教育・保育施設再編計画改訂版(以下、構想改訂版3・再編計画改訂版)を策定する。

(2) 計画の目的

- 市の最上位計画である「第5次裾野市総合計画(「裾野市少子化対策強化基本計画」を内包)」の施策の柱「1-1 安心して子どもを産み育てられる環境づくり」、法定計画である「第3期裾野市子ども・子育て支援事業計画」の基本方針1「子どもの教育・保育環境の充実」に幼児施設の整備方針が位置付けられている。
- ファシリティマネジメントの観点から「裾野市公共施設等総合管理計画第2版」では基本理念として「将来にわたって市民が安全に利用できる公共施設等を目指して」を掲げ、5つの基本方針とともに、具体的に「公共建築物の総資産量を2016～2045年度で30%縮減すること」を目標とした。幼児施設(子育て支援施設)も例外ではなく削減目標に位置付けられている。

- 構想改訂版3・再編計画改訂版は、前構想・計画を引き継ぎつつ、社会情勢の変化等に柔軟に対応し、構想を具体的に進めること、さらに、経営資源の集約的投入による幼児教育・保育の質の向上を目的に策定する。



(3) 計画の期間

- 改訂前の計画期間を引き継ぎ、令和7年度～令和18年度の12年間とする。(改訂前の計画期間:令和4年度～令和18年度の15年間)

[参考]計画期間中の変遷

- ・令和3年度:構想改訂版2・再編計画策定
- ・令和4年度:富岡・深良地区の公立幼稚園・保育園の再編方針公表
- ・令和5年度:
 - ①「幼保再編計画の取り扱い」公表…(要点)想定以上の少子化等の影響を考慮し、新規の私立園整備は令和6年度末まで行わない。
 - ② 富岡・深良地区の公立幼稚園・保育園の再編方針変更・公表
- なお、今後の国(制度)の動向や社会経済情勢の変化等に応じて、適宜見直しを図る。

(4) 圏域及び対象施設

- 「第3期裾野市子ども・子育て支援事業計画」では、教育・保育事業の提供区域として市内全域(1区域)を設定しているため、構想改訂版3・再編計画改訂版においても、この区域を踏襲するものとする。
- 対象施設は、裾野市に設置もしくは設置予定の公私立の幼児施設※(認定こども園・幼稚園・保育園(小規模保育事業所含む)・児童館・親子交流スペース(こども家庭センター内))とする。

※対象施設の定義

認定こども園…就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第6項に規定する認定こども園

幼稚園…学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する幼稚園

保育園…児童福祉法(昭和22年法律第164号)第39条第1項に規定する保育所

小規模保育事業所…児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の3第10項に規定する小規模保育事業の用に供する施設

児童館…児童福祉法(昭和22年法律第164号)第40条に規定する児童厚生施設

親子交流スペース…児童福祉法(昭和22年法律第164号)第10条の2に規定するこども家庭センター内に設置する親子交流スペース

2. 裾野市の幼児施設の現状と課題

(1) 裾野市の概況

1) 裾野市の人口・世帯数

- 令和2年の国勢調査の結果、裾野市の人口は平成22年をピークに減少に転じている。令和2年の裾野市の人口・世帯数は、50,911人・20,717世帯であり、人口は平成27年調査より1,826人、世帯数は75世帯減少し、全国的な傾向と同様、裾野市も人口減少期に入っている。
- 令和2年の年齢別人口は、年少人口(0～14歳)が6,853人(13.6%)、生産年齢人口(15～64歳)が30,028人(59.4%)、老年人口(65歳以上)が13,667人(27.0%)である。平成2年と比較すると、老年人口の2.6倍以上あった年少人口は、3割以上減少した一方、老年人口は3.3倍以上増加しており、平成17年以降、老年人口が年少人口を上回っている。生産年齢人口は、平成12年をピークに減少に転じて推移しており、人口の世代間バランスが急激に変化している。
- 裾野市に住民登録のある方の人口は、令和5年度以降、5万人を下回っている(R5:49,410人、R6:48,869人)。

人口・世帯数の推移

(人口単位:人)

	H2	H7	H12	H17	H22	H27	R2
人口*	49,039	49,729	52,682	53,062	54,546	52,737	50,911
世帯数	15,364	16,183	18,448	19,516	21,042	20,792	20,717
年少人口(0～14歳)	10,821	9,377	8,893	8,213	8,170	7,672	6,853
割合	22.1%	18.9%	16.9%	15.5%	15.2%	14.6%	13.6%
生産年齢人口(15～64歳)	34,092	34,893	36,896	36,395	35,258	32,448	30,028
割合	69.5%	70.2%	70.0%	68.6%	65.7%	61.8%	59.4%
老年人口(65歳以上)	4,126	5,459	6,893	8,453	10,259	12,384	13,667
割合	8.4%	11.0%	13.1%	15.9%	19.1%	23.6%	27.0%

*年齢不詳を含む。割合は、分母から不詳を除いて算出(少数点以下第2位を四捨五入)。

出典:国勢調査

地区別の人口動向(外国人を含む)

(単位:人)

	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6
東	15,110	14,972	14,808	14,590	14,448	14,346	14,217	14,098	13,761	13,554
西	15,167	15,320	15,531	15,606	15,678	15,720	15,628	15,476	15,456	15,450
深良	5,761	5,665	5,608	5,543	5,500	5,392	5,347	5,258	5,135	5,030
富岡	14,583	14,428	14,235	14,199	13,698	13,536	13,225	12,946	12,758	12,567
須山	2,459	2,439	2,408	2,394	2,383	2,353	2,353	2,311	2,300	2,268
合計	53,080	52,824	52,590	52,332	51,707	51,347	50,770	50,089	49,410	48,869

出典:裾野市住民基本台帳(各年度4月1日時点)

2) 裾野市の出生数

- 裾野市の出生数は、平成27年度までは年間500人台であったが、年々減少を続けており、令和元年度には、300人台まで落ち込み、令和4年度には、300人を割り込んだ。
- 平成25年度から令和5年度までの10年で年間243人(43.9%)の減少となっている。

出生数の推移

(単位:人)

	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5
出生数	553	548	507	471	475	440	378	376	372	288	310

※各年度(4月～3月)の値(外国人含む)。

出典:裾野市市民課

3) 裾野市の就学前人口

- 令和6年度の就学前人口(0～5歳)は2,013人であり、全人口の4.1%を占めている。平成27年と比較すると36.5%の減少となり、大幅に減少している。また、令和6年度の0～5歳における各年齢別の人口は286～375人程度である。
- 出生してから5年後の在住者が常に減少している(例:平成27年度の0歳=516人→令和2年度の5歳=477人)。

就学前人口の推移

(単位:人)

	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6
0歳	516	481	470	457	435	372	362	363	281	307
1歳	513	518	501	458	448	429	359	364	361	286
2歳	535	511	514	490	428	435	413	346	361	357
3歳	556	514	495	513	486	421	416	398	340	356
4歳	524	540	507	487	490	478	416	410	392	332
5歳	528	513	532	489	470	477	454	400	394	375
合計	3,172	3,077	3,019	2,894	2,757	2,612	2,420	2,281	2,129	2,013

出典:裾野市住民基本台帳(各年度4月1日時点)

4) 市内5地区の概況

- 市内の自治会や学区等の社会圏域は、旧5か村に基づく東、西、深良、富岡、須山の5地区を基本に構成されている。
- 地区別の人口規模は、東が13,554人(27.7%)、西が15,450人(31.6%)、深良が5,030人(10.3%)、富岡12,567人(25.7%)、須山が2,268人(4.6%)となっている。

地区 (人口)	土地利用概要 / 立地する幼稚園・保育園等
東 (13,554人)	<ul style="list-style-type: none"> ● 商業地、農地・集落地、住宅地からなる。 ● いずみ幼稚園、東保育園、さくら保育園(私)、富岳キッズセンターあい(私) ● 東小、向田小(R6末で東小と再編(統合))、東中
西 (15,450人)	<ul style="list-style-type: none"> ● 商業地、住宅地からなる。 ● 西幼稚園、西保育園、裾野ひかり幼稚園(私)、富岳南保育園(私)、さくら保育園小柄沢分園(私)、ぼんぼん石脇こども園(私)、佐野かがやき保育園(小)、ひだまり保育園hagu(小)、南児童館(児・交)(今後、こども家庭センター内の親子交流スペースに機能移転(集約))、親子交流スペース(児・交) ● 西小、南小、西中
深良 (5,030人)	<ul style="list-style-type: none"> ● 住宅地、農地・集落地、工業地、学術研究施設が立地する。 ● 深良幼稚園、深良保育園、裾野聖母幼稚園(私)、にこにこ園保育所(小) ● 深良小、深良中
富岡 (12,567人)	<ul style="list-style-type: none"> ● 北部は大規模企業群からなる工業地のほか、住宅地、農地・集落地からなり、レクリエーション施設が立地している。 ● 富岡第一幼稚園、富岡保育園、千福が丘ひかり幼稚園(私)、御宿台こども園(私)、こざくら保育園(小)、矢崎グループ裾野保育園(外)、東名裾野病院こひつじ保育園(外) ● 富岡第一小、富岡第二小(R8末で富岡第一小と再編(統合))、千福が丘小、富岡中
須山 (2,268人)	<ul style="list-style-type: none"> ● 富士山に関するレクリエーション施設が点在するとともに、工業団地が立地する工業地として発展している。その他、農地・集落地からなる。 ● 須山幼稚園 ● 須山小、須山中

※人口は、令和6年4月1日の実績。

※(私)は私立幼稚園または私立保育園もしくは私立認定こども園、(小)は小規模保育事業所、(外)は認可外保育施設、(児・交)は児童館・親子交流スペース(こども家庭センター内)。

5) 地区別の就学前人口

- 令和6年度の地区別の就学前人口(0～5歳)は、東地区(東小、向田小)が473人、西地区(西小、南小)が787人、深良地区(深良小)が160人、富岡地区(富岡第一小、富岡第二小、千福が丘小)が527人、須山地区(須山小)が66人である。平成26年度の人口と比較すると10年間で38.5%・1,262人の減であり、すべての地区で減少している。
- 平成26年度から令和6年度までの減少幅でいえば、富岡地区が一番大きく48.9%、深良地区が44.3%、須山地区が42.6%、東地区が41.7%、西地区が23.7%と全地区で20%以上減少している。

地区別就学前人口

(単位:人)

		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
東地区	H26	133	121	135	149	133	140	811
	R元	117	111	89	128	123	108	676
	R6	68	66	87	83	84	85	473
西地区	H26	167	185	169	160	167	183	1,031
	R元	169	163	166	177	186	168	1,029
	R6	115	120	144	138	124	146	787
深良地区	H26	32	41	56	50	52	56	287
	R元	31	29	37	38	41	45	221
	R6	26	20	29	27	19	39	160
富岡地区	H26	180	194	185	166	167	139	1,031
	R元	106	131	125	133	124	129	748
	R6	87	68	91	99	91	91	527
須山地区	H26	21	23	19	13	22	17	115
	R元	12	14	11	10	16	20	83
	R6	11	12	6	9	14	14	66
H26計		533	564	564	538	541	535	3,275
R元計		435	448	428	486	490	470	2,757
R6計		307	286	357	356	332	375	2,013
(R6計)-(H26計)		△226	△278	△207	△182	△209	△160	△1,262

出典:裾野市住民基本台帳(各年度4月1日時点)

6) 小学校別の小学校児童数

- 令和6年度当初の小学校児童数は2,468人であり、市全体では急激な減少傾向にある。平成26年度から令和6年度までの10年間で約17%の減少となっている。

小学校別の小学校児童数

(単位:人)

	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6
東小	665	673	663	671	660	625	620	620	618	572	551
向田小	188	166	148	137	120	118	98	89	93	84	77
西小	627	657	662	681	703	703	719	722	718	712	704
南小	260	265	278	279	289	281	274	261	238	247	231
深良小	334	332	308	291	294	281	270	256	245	237	210
富岡第一小	525	492	486	479	502	494	490	507	469	461	442
富岡第二小	126	125	120	119	112	109	93	73	72	68	68
千福が丘小	122	115	120	122	124	125	126	127	125	111	95
須山小	134	122	114	105	107	109	104	97	90	91	90
合計	2,981	2,947	2,899	2,884	2,911	2,845	2,794	2,752	2,668	2,583	2,468

※各年度5月1日時点。

出典:裾野市学校教育課

(2) 幼児施設(幼稚園・保育園等)の概況

1) 市内の幼稚園・保育園等の整備状況

- 市内には、認定こども園3園(私立3)、幼稚園8園(公立5、私立3)、保育園6園(公立4、私立2)、小規模保育事業所4園(私立4)が整備されており、利用定員は、認定こども園417人(私立417)、幼稚園760人(公立520、私立240)、保育園713人(公立450、私立263)、小規模保育事業所67人(私立67)となっている。

名称		運営	利用定員	事業概要等
認定こども園	幼保連携型認定こども園御宿台こども園	私立	195	通常保育(4か月から)、一時預かり、延長保育、子育て支援センター
	富岳キッズセンターあい	私立	147	通常保育(8週から)、一時預かり、休日保育、病後児保育、延長保育、子育て支援センター【R5.4認定こども園へ移行】
	ぽんぽん石脇こども園	私立	75	通常保育(3か月から)、一時預かり、延長保育【R6.4新規開園】
幼稚園	いずみ幼稚園	公立	160	3～5歳児
	西幼稚園	公立	140	3～5歳児
	深良幼稚園	公立	60	3～5歳児
	富岡第一幼稚園	公立	100	3～5歳児
	須山幼稚園	公立	60	3～5歳児
	裾野聖母幼稚園	私立	90	3～5歳児【R7.4認定こども園へ移行予定】
	裾野ひかり幼稚園	私立	90	3～5歳児【R7.4利用定員90→60に変更予定】
	千福が丘ひかり幼稚園	私立	60	3～5歳児
保育園	東保育園	公立	120	通常保育(4か月から)
	西保育園	公立	120	通常保育(4か月から)
	深良保育園	公立	90	通常保育(4か月から)
	富岡保育園	公立	120	通常保育(4か月から)
	富岳南保育園	私立	110	通常保育(8週から)、一時預かり、休日保育、病後児保育、延長保育
	さくら保育園	私立	120	通常保育(8週から)、一時預かり、休日保育、延長保育、子育て支援センター
	さくら保育園小柄沢分園	私立	33	通常保育(8週から)、延長保育
小規模	にこにこ園保育所	私立	11	通常保育(4か月から)
	佐野かがやき保育園	私立	18	通常保育(8週から)
	ひだまり保育園hagu	私立	19	通常保育(4か月から)
	こざくら保育園	私立	19	通常保育(4か月から)

※利用定員は、令和6年4月1日時点。

出典:裾野市幼稚園・保育園課

- 認可外保育施設として、事業所内(企業・病院)に2施設が整備されている。

名称	定員	事業概要等
矢崎グループ裾野保育園 (S43.4事業開始)	60	保育時間7:30～18:15(土日・祝日休業)
東名裾野病院こひつじ保育園 (H2.4事業開始)	16	保育時間8:00～18:00、17:30～8:30 (平日、土日・祝日開所)

※定員は、令和6年4月1日時点。

出典:裾野市幼稚園・保育園課

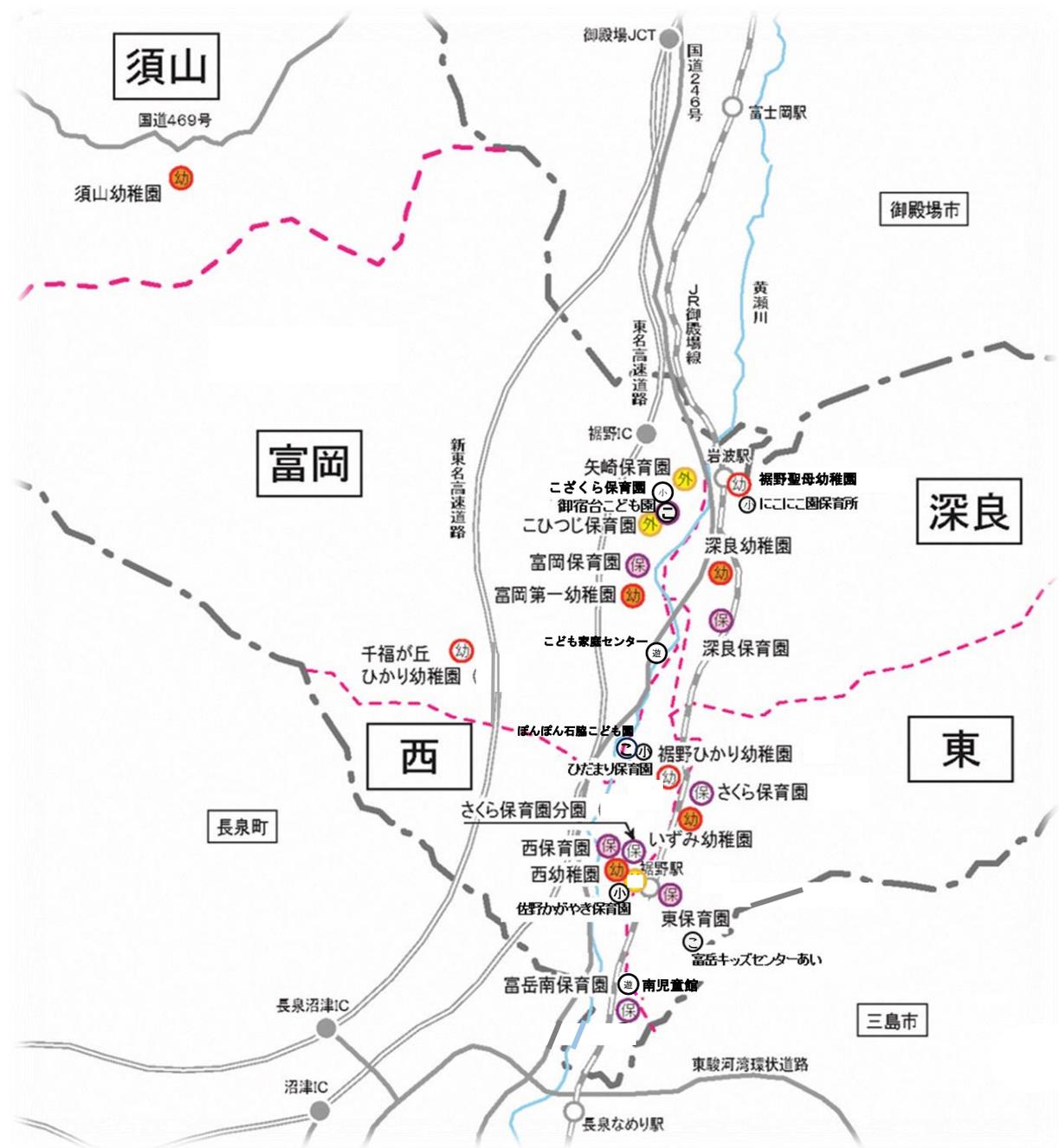
- 遊び等の場として、親子交流スペース(こども家庭センター内)・児童館が計2施設整備されている。

名称	運営	事業概要等
親子交流スペース(こども家庭センター内)	公立	遊びの場や子育て情報交換の場の提供(平日9:00～12:00、13:00～17:00) 【R7から土日・祝日も開館予定】
南児童館	公立	遊びの場や子育て情報交換の場の提供(利用対象:18歳未満の児童とその保護者) 【今後、親子交流スペース(こども家庭センター内)に機能移転(集約)した後、幼児施設等の子育て支援関連施設に用途変更予定】

※令和6年4月1日時点。

出典:裾野市幼稚園・保育園課

市内幼児施設の配置図(令和6年4月1日時点)



- ④保 → 保育所
- ③こ → 認定こども園
- ②小 → 小規模保育事業所
- ①幼 → 幼稚園
- ⑤遊 → 親子交流スペース(こども家庭センター内)・児童館
- ⑥外 → 認可外保育施設

2) 近隣市町における幼稚園・保育園・認定こども園の運営主体

- 近隣市町の幼稚園・保育園・認定こども園の運営主体を見ると、幼稚園は沼津市を除いて公立の割合が高いものの、保育園や認定こども園に関しては、私立の割合の方が高いもしくは公立とほぼ同数であり、幼児施設の民間事業者の参入が進んでいる。
- 幼稚園や保育園の数が、前計画の策定時の令和3年度時点と比較すると、減少傾向にある。
- 認定こども園の数が、前計画の策定時の令和3年度時点と比較すると、増加傾向にある。

近隣市町における幼稚園数(令和6年4月1日時点)

	裾野市	御殿場市	長泉町	清水町	沼津市	三島市
施設数	8	8	4	4	9	12
(公立)	5	6	3	4	1	10
(私立)	3	2	1	0	8	2
[参考]R3施設数	9	9	4	4	17	13

出典:各市町公式ウェブサイト

近隣市町における保育園数(令和6年4月1日時点)

	裾野市	御殿場市	長泉町	清水町	沼津市	三島市
施設数	6	13	4	4	27	11
(公立)	4	8	2	2	6	6
(私立)	2	5	2	2	21	5
[参考]R3施設数	9	16	5	4	27	15

出典:R6保育所台帳(静岡県公式ウェブサイト)

近隣市町における認定こども園数(令和6年4月1日時点)

	裾野市	御殿場市	長泉町	清水町	沼津市	三島市
施設数	3	7	5	1	15	10
(公立)	0	1	2	0	1	0
(私立)	3	6	3	1	14	10
[参考]R3施設数	1	2	4	1	14	6

出典:R6認定こども園一覧(静岡県公式ウェブサイト)

3) 市内の幼稚園・保育園等の園児数

- 令和6年度における市内の幼稚園・保育園等の園児数は、幼稚園^{*1}が382人(公立198、私立184)、保育園^{*2}が925人(公立281、私立644)となっている。

^{*1}認定こども園の幼稚園部含む ^{*2}認定こども園の保育園部及び小規模保育事業所含む

- 過去10年間に、幼稚園は約52%の減少、保育園は約8%の減少となっている。

幼稚園園児数の推移

(単位:人)

幼稚園	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6
いずみ	155	166	149	134	143	140	115	103	81	74	65
公立	西	131	106	120	121	96	99	77	67	69	68
	深良	56	54	54	45	41	40	39	30	35	23
	富岡第一	89	84	74	67	62	57	63	42	44	33
	富岡第二	44	41	24	19	14	19	14	15	—	—
	須山	34	38	36	37	29	25	15	20	18	19
	合計	797	780	740	683	653	631	581	506	457	412
私立	裾野聖母	98	96	89	78	74	82	85	86	82	77
	裾野ひかり	119	112	112	105	108	93	86	73	71	59
	千福が丘ひかり	71	83	82	77	86	77	65	60	59	58
合計	797	780	740	683	653	631	581	506	457	412	361

※各年度4月1日時点(私立は、R3までは5月1日時点)。

出典:裾野市幼稚園・保育園課

保育園・小規模保育事業所園児数の推移

(単位:人)

保育園	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6
公立	東	140	131	133	118	112	104	102	101	94	86
	西	121	117	113	111	99	90	99	96	98	90
	深良	84	79	77	85	88	68	69	63	58	52
	富岡	102	112	104	102	104	101	93	90	83	81
	御宿台	174	178	187	188	191	184	192	—	—	—
私立	富岳台	103	92	103	114	117	94	90	92	95	—
	富岳南	125	111	114	116	113	102	109	108	102	105
	富岳キッズセンターあい	—	45	48	43	44	39	43	39	31	—
	さくら	132	138	135	139	137	126	138	137	132	128
	さくら分園	28	26	28	26	25	29	30	29	25	21
計	1,009	1,029	1,042	1,042	1,030	937	965	755	718	563	531
小規模保育事業所	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6
にこにこ園保育所	—	—	—	5	6	6	5	9	7	5	6
佐野かがやき保育園	—	—	—	—	14	16	14	14	12	15	12
ひだまり保育園hagu	—	—	—	—	—	13	15	20	12	20	19
こざくら保育園	—	—	—	—	—	—	—	—	18	18	17
計	—	—	—	5	20	35	34	43	49	58	54
合計	1,009	1,029	1,042	1,047	1,050	972	999	798	767	621	585

※各年度4月1日時点。御宿台保育園は、R3～認定こども園化・民営化。富岳キッズセンターあい、R5から認定こども園化。富岳台保育園は、R4末で閉園。

出典:裾野市幼稚園・保育園課

認定こども園園児数の推移

(単位:人)

認定こども園	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6
御宿台	—	—	—	—	—	—	—	192 幼5 保187	194 幼9 保185	193 幼15 保178	191 幼15 保176
私立 富岳キッズセンターあい	—	—	—	—	—	—	—	—	—	136 幼2 保134	132 幼5 保127
ぼんぼん石脇	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	38 幼1 保37
合計	—	—	—	—	—	—	—	192 幼5 保187	194 幼9 保185	329 幼17 保312	361 幼21 保340

※各年度4月1日時点。幼:幼稚園部 保:保育園部を示す。

出典:裾野市幼稚園・保育園課

4) 市内の幼稚園・保育園等の定員充足率

- 幼稚園^{*1}の定員充足率は、公立は年々減少を続け、40%程度となっている。私立は令和5年度から利用定員見直しを行った園があったため、定員充足率が上昇しており、65%程度となっている。

[計算式]定員充足率=(園児数/施設利用定員数)×100

- 保育園^{*2}の定員充足率は、公私立ともに年々減少を続け、公立で60%程度、私立90%程度となっている。

^{*1}認定こども園の幼稚園部含む ^{*2}認定こども園の保育園部及び小規模保育事業所含む

幼稚園の定員充足率の推移

(単位:%)

	R2	R3	R4	R5	R6
公立	59.5	49.5	47.1	41.9	38.1
私立	60.5	55.3	54.6	79.0	65.2

※各年度4月1日時点(私立は、R3までは5月1日時点)。

※認定こども園の幼稚園部を算入している。

出典:裾野市幼稚園・保育園課

保育園の定員充足率の推移

(単位:%)

	R2	R3	R4	R5	R6
公立	88.1	77.8	74.0	68.7	62.4
私立	100.0	101.4	96.0	96.7	91.3

※各年度4月1日時点。

※認定こども園の保育園部、小規模保育事業所を算入している。

※認可外保育施設は除いている。

出典:裾野市幼稚園・保育園課

5) 保護者の保育施設の選択における希望(公立・私立別)

- 保育園(小規模保育事業所含む)・認定こども園(保育園部)における4月の一斉入園申込み(新規入園)で、令和4年度の申込み分(令和5年度入園)から、保護者の入園における第1希望園の運営主体の割合が、公立は減少傾向・私立は増加傾向にある。
- 保護者の園選択の希望は、運営主体だけでなく、施設の状況、自宅や勤務地との距離等の複数要因が関係していると考えられるが、新規の入園希望者において公立園よりも私立園が求められている傾向が加速化している可能性がある。

保護者の第1希望園の運営主体割合 (単位:%)

	R2	R3	R4	R5	R6
公立	37.4	37.6	35.9	28.1	20.2
私立	62.6	62.4	64.1	71.9	79.8

※翌年度4月の新規入園申込みにおける第1希望園の運営主体割合を比較。

[計算式] 運営主体割合 = (第1希望数 / 申込数全体) × 100

出典: 裾野市幼稚園・保育園課

6) 支援対象児童数の状況

- 公立園の園児を対象に実施している就園審査の対象児童数や園児数全体(公立幼稚園または公立保育園)に占める割合は増加傾向となっており、支援が必要と思われる児童数が増加傾向にある。

就園審査対象児童数の推移 (単位:人)

		R4	R5	R6
公立幼稚園	A 対象児童数	39	30	37
	B 公立幼稚園園児数全体	245	218	198
	C 割合(=A/B)	15.9%	13.8%	18.7%
公立保育園	D 対象児童数	39	42	59
	E 公立保育園園児数全体	333	309	281
	F 割合(=D/E)	11.7%	13.6%	21.0%
合計	G 対象児童数	78	72	96
	H 園児数全体	578	527	479
	I 割合(=G/H)	13.5%	13.7%	20.0%

出典: 裾野市幼稚園・保育園課

7) 待機児童の状況

- 待機児童は、平成29年度をピークに減少に転じており、4月1日時点を見ると、令和4年度以降は0人である。幼児施設再編の取組みの中で、新規私立園の開園や、御宿台保育園(当時)の民営化に伴い、所属していた保育士(正規職員)が他の公立園に移ったことにより、公立の保育士(正規職員)が充足され、子どもの受け入れ数が増加したこと等が要因と考えられる。
- 待機児童は、ほぼ全て低年齢(0～2歳)児となっている。

(注)待機児童とは、保育園(小規模保育事業所含む)や認定こども園(保育園部)(以下、保育園等)の入園申請をしているにも関わらず、希望する保育園等が満員である等の理由で保育園等に入所できない状態にある児童をいう。ただし、他に入園可能な保育園等があるにも関わらず、希望する保育園等に入園するために待機している児童や地方単独保育事業を利用しながら待機している児童は含まない。

保育園(小規模保育事業所含む)・認定こども園(保育園部)の待機児童数の推移 (単位:人)

	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6
待機児童数(4月1日)	0	0	0	3	2	0	0	0
(うち0～2歳児)	(0)	(0)	(0)	(3)	(2)	(0)	(0)	(0)
待機児童数(10月1日)	20	7	3	1	2	0	0	2
(うち0～2歳児)	(20)	(6)	(3)	(1)	(2)	(0)	(0)	(2)

出典:裾野市幼稚園・保育園課

8) 公立幼稚園の預かり保育の状況

- 公立幼稚園の預かり保育は、平成29年度より14時から15時までの1時間だけの実施が始まった。
- 利用者からの、預かり保育の時間延長等の拡充要望に応じ、令和4年度からは実施時間の延長(14時から16時30分まで)及び夏季休暇等の長期休園中の新規実施等の事業拡充をしている。

(注)預かり保育とは、幼稚園において、保護者の希望に応じて、4時間を標準とする幼稚園の教育時間の前後や夏季休暇等の長期休園中に教育活動を行うもの。

公立幼稚園預かり保育の実施人数(延べ人数) (単位:人)

	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6
いずみ幼稚園	1,945	1,483	1,250	774	1,118	910	1,150	769
西幼稚園	1,818	873	961	498	470	900	1,180	880
深良幼稚園	235	541	451	150	207	243	336	199
富岡第一幼稚園	983	590	601	192	382	1,062	663	296
須山幼稚園	524	224	244	23	183	831	970	321
合計	5,505	3,711	3,507	1,637	2,360	3,946	4,299	2,465

※各年度(4月～3月)の値(R6は、4月から9月末日までの値)。

※R2は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大によって、38日間休園した(4/8～5/31)。

※R3までは、14時～15時。R4からは、14時～16時30分・夏季休暇等の長期休園中も実施。

出典:裾野市幼稚園・保育園課

9) 保育園・認定こども園の特別保育の状況

- 保育園・認定こども園の特別保育としては、「延長」、「休日」、「一時」、「病児・病後児」の4種類が実施されている。
- 私立園(病児保育は病院)での対応が図られており、公立園では実施していない。

保育園・認定こども園の特別保育の状況

(利用者数単位:人)

		R元	R2	R3	R4	R5
延長保育	実施園数	4	4	4	5	4
	実利用者数	161	150	156	265	274
休日保育	実施園数	3	3	4	4	3
	延利用者数	109	60	88	55	94
一時預かり	実施園数	5	5	5	5	4
	延利用者数	5,295	4,647	4,613	3,670	3,079
病後児保育	実施園数	2	2	2	2	2
	延利用者数	107	110	115	109	156
病児保育	実施園数	—	—	—	—	1
	延利用者数	—	—	—	—	952

※各年度(4月～3月)の値。

※一時預かりは、一般型・余裕活用型を計上。実施はしているが、利用者がいなかった園についても実施園数に計上。

※病児保育は、R5～実施。

出典:裾野市幼稚園・保育園課

10) 公立幼稚園・保育園の在籍園児の登園手段

- 公立幼稚園・保育園の在籍園児の登園手段は、約87%が自家用自動車によるものであった(令和6年10月時点)。なお、本調査は、令和3年度から取り組んでいる幼保ICT化事業で導入した業務支援システムによって実施したオンラインアンケートの結果である。

公立幼稚園・保育園の在籍園児の登園手段(自家用自動車割合) (単位:%)

全体	86.7
幼稚園	78.3
保育園	93.2

※令和6年10月時点。

出典:裾野市幼稚園・保育園課

11) 公立幼稚園・保育園の職種別職員数の状況

- 令和6年4月1日時点の公立幼稚園・保育園の職員数は幼稚園が44人、保育園が81人となっており、令和3年4月1日時点の職員数と比較すると、幼稚園で9人、保育園で7人の減となっている。教育・保育の質の維持や向上のためには、施設集約による職員の集約が必要となってきた。
- 公立の幼稚園・保育園では、会計年度任用職員の占める割合が非常に高く、幼稚園5園の平均が約52.3%、保育園4園の平均が約64.2%となっている。当初構想(平成25年3月策定)の数値では幼稚園75.7%、保育園72.1%であったが、御宿台保育園(当時)の運営を指定管理としたこと等により会計年度任用職員の割合が減少した。ただし、依然として会計年度任用職員の割合が高いことが課題である。

公立幼稚園の職種別職員数

(単位:人)

	園長	園長代理	教諭等	用務員	計	うち会計年度任用職員	会計年度任用職員率
いずみ	1	1	8	1	11	5	45.5%
西	1	0	10	1	12	8	66.7%
深良	1	0	5	1	7	4	57.1%
富岡第一	1	0	6	1	8	4	50.0%
須山	1	0	4	1	6	2	33.3%
合計	5	1	33	5	44	23	52.3%
[参考]R3合計	6	2	39	6	53	28	52.8%

※令和6年4月1日時点。育児休暇等の長期休暇中の職員を除く。

出典: 裾野市幼稚園・保育園課

公立保育園の職種別職員数

(単位:人)

	園長	園長代理	保育士	給食員	用務員	計	うち会計年度任用職員	会計年度任用職員率
東	1	0	14	4	1	20	13	65.0%
西	1	0	17	4	1	23	15	65.2%
深良	1	0	9	3	1	14	8	57.1%
富岡	1	0	18	4	1	24	16	66.7%
合計	4	0	58	15	4	81	52	64.2%
[参考]R3合計	4	0	66	14	4	88	57	64.8%

※令和6年4月1日時点。育児休暇等の長期休暇中の職員を除く。

出典: 裾野市幼稚園・保育園課

(3) 裾野市の子育て支援事業の概要

構想改訂版3・再編計画改訂版の対象施設等において、以下の子育て支援事業の推進が図られている。なお、施設再編が進み、施設数が減少しても、下記のような子育て支援事業を、引き続き必要に応じて実施することを見込む。

事業名	事業概要
子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業)	<ul style="list-style-type: none"> 子育て中の労働者や主婦等を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う。
放課後児童健全育成事業	<ul style="list-style-type: none"> 昼間保護者がいない家庭の小学校児童に、授業の終了後適切な遊び及び生活の場を与え、児童の健全な育成を図る。(9小学校区・20支援で実施。R6末で向田小は東小と再編(統合)、R8末で富岡第二小は富岡第一小と再編(統合)するため、R7からは、8小学校区・20支援、R9からは、7小学校区・19支援で実施)
地域子育て支援拠点 (子育て支援センター)事業	<ul style="list-style-type: none"> 私立保育園1園(さくら保育園)と私立認定こども園2園(御宿台こども園、富岳キッズセンターあい)の3園において、子育て相談、親子遊び教室等を実施(市から園に業務委託)。
母親クラブ助成事業	<ul style="list-style-type: none"> 子育て世代同士が自主的に行う子育て活動に対して補助金を交付し、児童の健全育成を推進する。(2団体活動中)
児童館管理運営事業	<ul style="list-style-type: none"> 子どもたちが健やかに育つよう、仲間づくりや遊びの指導・援助、様々な教室、行事等を実施する(実施場所:南児童館*)。
一時預かり事業	<ul style="list-style-type: none"> 保護者の病気や事故・冠婚葬祭・日頃の育児の疲れの解消等のため、幼稚園や保育園、認定こども園等に在園していない乳幼児を、一時的に預かる事業(実施場所:富岳南保育園、さくら保育園、御宿台こども園、富岳キッズセンターあい、ぽんぽん石脇こども園)。
病児・病後児保育事業	<ul style="list-style-type: none"> 疾病にかかっている児童を家庭で保育することができない時に、看護師や保育士がいる専用の施設で一時的に預かり、保護者の子育てと就労の両立を支援する事業。(実施場所:[病児]鈴木医院病児保育室りんりん、[病後児]富岳キッズセンターあい・富岳南保育園)
こども家庭センター (すこっぷ)の運営	<ul style="list-style-type: none"> 妊産婦、子育て家庭、子どもを対象に切れ目のない相談・支援を実施する。令和6年4月1日に、子育て家庭の相談を受ける「子ども家庭総合支援拠点(児童福祉部門)」と、妊産婦や乳幼児の相談を受ける「子育て世代包括支援センター(母子保健部門)」が統合。 こども家庭センター内に、子ども同士、親同士の交流の場として、「親子交流スペース」が設置されている。

*南児童館は、今後、親子交流スペース(こども家庭センター内)に機能移転(集約)する。

出典:裾野市幼稚園・保育園課

(4) 裾野市の財政負担等

1) 歳入・歳出構造

- 令和5年度の歳入額は、令和元年度と比較すると増加しているが、これは、寄附金や繰入金、繰越金によるものであり、市税等その他の区分では減少している。
- 令和5年度の歳出額は、令和元年度と比較して増加しており、普通建設事業費^{※1}等の投資的経費は減少している一方で、人件費や扶助費^{※2}等の義務的経費が大幅に増加している。

歳入の推移

(単位:千円・%)

	H19	(割合)	R元	(割合)	R5	(割合)
自主財源	16,423,447	75.8	13,558,462	62.9	18,106,063	68.8
市税	13,661,772	63.0	10,431,134	48.4	9,909,878	37.7
財産収入	127,151	0.6	53,959	0.3	44,469	0.2
寄附金	44,579	0.2	116,752	0.5	2,497,590	9.5
繰入金	22,541	0.1	1,382,616	6.4	3,646,810	13.9
繰越金	720,180	3.3	395,589	1.8	1,155,005	4.4
諸収入	1,362,637	6.3	859,824	4.0	633,293	2.4
使用料・手数料	337,381	1.6	226,002	1.0	161,312	0.6
分担金・負担金	147,206	0.7	92,586	0.4	57,706	0.2
依存財源	5,251,489	24.2	7,993,217	37.1	8,213,882	31.2
地方消費税交付金	588,244	2.7	1,025,324	4.8	1,340,835	5.1
地方交付税	116,157	0.5	66,701	0.3	380,326	1.5
国庫支出金	1,791,488	8.3	2,897,018	13.4	3,901,068	14.8
県支出金	664,003	3.1	1,115,925	5.2	1,194,734	4.5
市債	1,314,700	6.1	2,256,600	10.5	663,812	2.5
その他	776,897	3.6	631,649	2.9	733,107	2.8
合計	21,674,936	100.0	21,551,679	100.0	26,319,945	100.0

※各年度(4月～3月)の値。

出典:各年度決算カード

歳出(性質別)の推移

(単位:千円・%)

	H19	(割合)	R元	(割合)	R5	(割合)
義務的経費	7,099,565	34.6	8,336,830	39.8	10,225,665	43.4
人件費	3,875,059	18.9	2,830,418	13.5	3,563,942	15.1
扶助費	1,464,272	7.1	3,341,631	16.0	4,279,716	18.2
公債費	1,760,234	8.6	2,164,781	10.3	2,382,007	10.1
投資的経費	6,740,930	32.8	3,976,009	19.0	3,609,558	15.3
普通建設事業費	6,550,185	31.9	3,902,213	18.6	3,421,244	14.5
災害復旧事業費	190,745	0.9	73,796	0.4	188,314	0.8
その他経費	6,696,715	32.6	8,635,538	41.2	9,770,623	41.3
物件費	3,413,937	16.6	3,838,179	18.3	3,447,815	14.6
維持補修費	150,892	0.7	162,773	0.8	109,153	0.5
補助費等	1,101,910	5.4	2,631,257	12.6	2,038,108	8.6
繰出金	1,498,492	7.3	1,318,306	6.3	1,463,103	6.2
積立金	29,258	0.1	10,501	0.1	2,372,099	10.0
投資・出資金・貸付金	502,226	2.4	674,522	3.2	340,345	1.4
合計	20,537,210	100.0	20,948,377	100.0	23,605,846	100.0

※各年度(4月～3月)の値。

出典:各年度決算カード

(参考)

※¹普通建設事業費

道路や公園、学校や公民館等の施設の建設費、大規模修繕費といった資産の形成につながる経費。

※²扶助費

社会保障制度の一環として地方公共団体が各種法令に基づいて実施する給付や、地方公共団体が単独で行っている各種扶助に係る住民福祉の増進に関する経費。

2) 財政非常事態宣言の解除

- 令和3年2月に宣言した「財政非常事態」は、「今後の財政見通し」※³・「今後の公共施設等整備更新見通し」※⁴の策定によって、今後15年間にわたって、財政調整基金残高と実質公債費比率が一定の基準(「財政調整基金残高10億円以上」及び「実質公債費比率13%以下」)に収まることが確認できたことから、令和7年2月13日に宣言を解除した。

※³今後の財政見通し

現時点で推計可能な要素を出来る限り加味した15年間の財政推計。

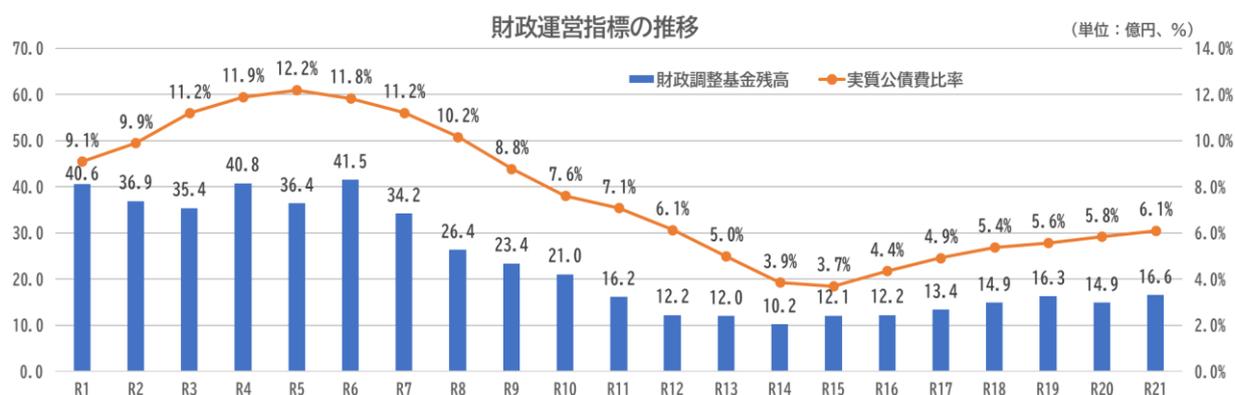
※⁴今後の公共施設等整備更新見通し

財政推計の基礎となる公共施設やインフラ施設の15年間の整備更新見通し。

- 「今後の財政見通し」・「今後の公共施設等整備更新見通し」は、構想改訂版3・再編計画改訂版と整合性をとっているため、計画に沿って、幼児施設の再編を引き続き進める。

[今後の財政見通し(財政運営指標の推移)]

- 令和7年度から令和21年度までの間、財政調整基金残高は「10億円以上」の基準を、実質公債費比率は「13%以下」の基準を満たす。



出典: 今後の財政見通し(令和7年度当初予算版)(裾野市財政課)

3) ファシリティマネジメント

(出典: 裾野市公共施設等総合管理計画 第2版)

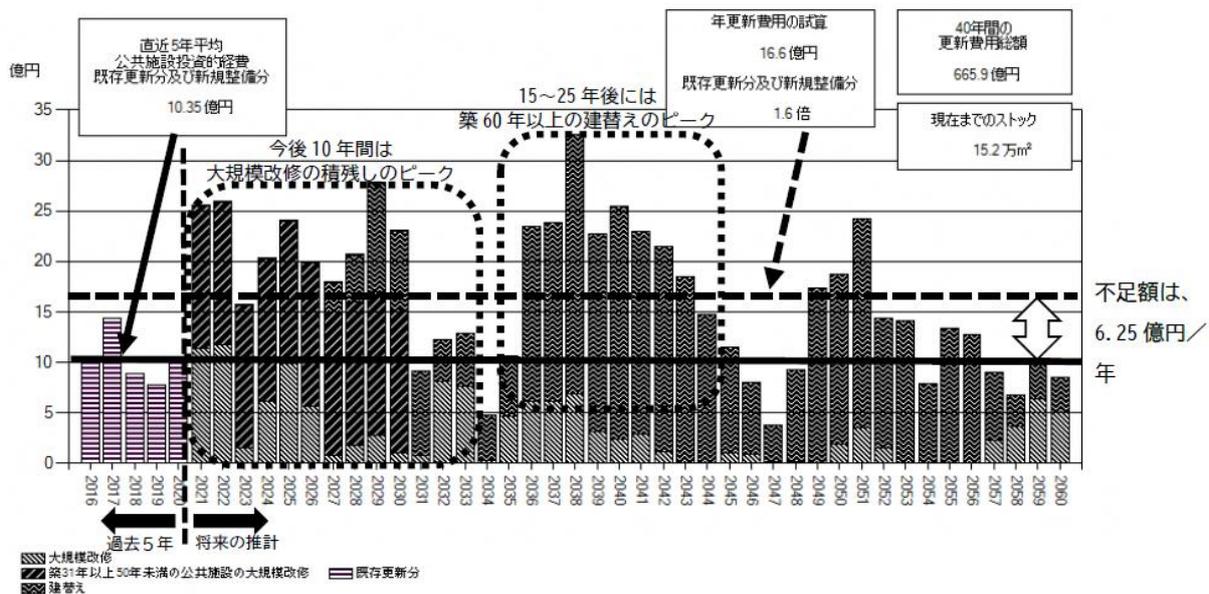
○ 公共建築物

平成28(2016)年度から令和2(2020)年度までの5年間に公共建築物の維持管理や新規整備にかかった費用は、年平均で10.35億円であった。

将来の大規模改修や更新等に係る費用を算出したところ、現在の公共建築物の総量を維持したまま、計画的に大規模改修し、耐用年数に応じて単純に建替えると仮定した場合、今後40年間(2021年～2060年)で 665.9億円(年平均16.6億円)の財源が必要と試算された。

これは平成28年度から令和2年度までの5年間にかけた費用(年平均)の1.6倍に当たる。

今後40年間(2021年～2060年)に想定される公共建築物の更新費用の推移



○ インフラ資産(全体)

当市が保有するインフラ資産(道路、橋梁、上水道、下水道)について、現在と同じ面積・延長等で更新すると仮定して、将来の修繕や更新等にかかる費用を算出したところ、今後40年間に総額で885.4億円(年平均で22.1億円)が必要という結果になった。

現状でインフラ資産の整備に要している費用は年間14.63億円程度(2016～2020年の5か年平均)であり、人口減少により利用者の増加が見込めない状況では、今後も同程度の額をインフラ資産の修繕や更新等に充てることは厳しい状況になることが見込まれる。

今後は、将来の財政状況を踏まえて、経年劣化に伴う更新等を計画的に実施する必要がある。

将来の更新費用の推計(インフラ資産)

(単位:億円)

	今後40年(2021～2060年)の総額	今後40年(2021～2060年)の年平均	(参考) 2016～2020年の平均 ※用地取得費を除く
インフラ資産(道路)	383.3	9.6	7.04
インフラ資産(橋梁)	81.3	2.0	1.98
インフラ資産(上水道)	360.6	9.0	2.25
インフラ資産(下水道)	60.2	1.5	3.37
合計	885.4	22.1	14.63

※合計は全体を四捨五入しているため異なるものがある。

○ 幼児施設の延床面積

平成28年度の裾野市公共施設等総合管理計画の策定年度における幼児施設(幼稚園・保育園・児童館)の延床面積は、合計で9,273.47m²である。

令和3年度からの御宿台保育園の民営化、令和4年度以降の富岡第二幼稚園の閉園・北児童館の用途変更・親子交流スペースの設置に伴い、令和6年度の延床面積は、7,002.89m²となっており、平成28年度比で約25%の削減を実現している。令和8年4月の富岡・深良幼保の再編によって、延床面積のさらなる削減が見込まれる。

幼児施設における延床面積

(単位:m²)

	H28	R3	R6
認定こども園	0.00	0.00	0.00
幼稚園	3,777.00	3,777.00	3,343.00
保育園	4,957.33	2,998.04	2,998.04
児童館	539.14	539.14	284.80
親子交流スペース	0.00	0.00	377.05
合計	9,273.47	7,314.18	7,002.89
削減割合	-	21.1	24.5

※親子交流スペースは、こども家庭センターの延床面積を計上。

出典:裾野市幼稚園・保育園課

○ 公立幼稚園・保育園の園児一人当たりの延床面積

令和6年4月1日時点における公立保育園の園児一人当たりの延床面積は、8.2～12.4m²と大きな差はありませんが、公立幼稚園では、11.0～31.6m²と2.8倍以上の差があります。

公立幼稚園・保育園における園児一人当たりの延床面積 (延床面積単位:m²、園児数単位:人)

	延床面積	園児数	一人当たり 延床面積	[参考]R3一人当 たり延床面積
いずみ幼稚園	937.00	65	14.4	9.1
西幼稚園	749.00	68	11.0	9.7
深良幼稚園	524.00	18	29.1	17.5
富岡第一幼稚園	722.00	34	21.2	17.2
須山幼稚園	411.00	13	31.6	20.6
幼稚園計	3,343.00	198	16.9	13.2
東保育園	813.00	70	11.6	8.0
西保育園	699.57	85	8.2	7.3
深良保育園	621.00	50	12.4	9.9
富岡保育園	864.47	76	11.4	9.6
保育園計	2,998.04	281	10.7	8.6
合計	6,341.04	479	13.2	10.6

※延床面積・園児数は、令和6年4月1日時点。

出典:裾野市幼稚園・保育園課

4) 公立幼稚園・保育園の運営に対する市の財政負担（令和5年度）

- 公立幼稚園において、園児一人当たりにかかる年間の一般財源*支出額は約80万円～190万円と、約2倍差がある。
- 公立保育園において、園児一人当たりにかかる年間の一般財源支出額は約110万円～160万円で、幼稚園ほど差はない。
- 職員数や副食提供等の関係で、幼稚園よりも保育園の方が運営費用が高い。
- 小規模園において、園児一人当たりの運営費用が高い傾向にある。

*一般財源…財源の用途が特定されず、自由に使える収入のこと。

公立幼稚園・保育園の運営費用(令和5年度) (金額単位:千円、園児数単位:人)

	運営費用		一人当たり 運営費用		園児数
		(うち、一般財源分)		(うち、一般財源分)	
いずみ幼稚園	62,419	61,919	880	873	71
西幼稚園	58,768	58,307	840	833	70
深良幼稚園	43,723	43,546	1,901	1,894	23
富岡第一幼稚園	43,523	43,220	1,319	1,310	33
須山幼稚園	35,344	34,982	1,861	1,842	19
幼稚園計	243,775	241,972	1,129	1,121	216
東保育園	114,556	100,992	1,333	1,175	86
西保育園	134,547	119,645	1,463	1,301	92
深良保育園	96,624	86,970	1,790	1,611	54
富岡保育園	120,391	105,864	1,417	1,246	85
保育園計	466,116	413,470	1,471	1,305	317
合計	709,891	655,442	1,332	1,230	533

※運営費用は、令和5年度決算。園ごとに千円未満を切り上げているため、合計は一致しない。

※園児数は、令和6年3月1日時点。

出典: 裾野市幼稚園・保育園課

5) 公立幼稚園・保育園における借地料

- 公立幼稚園・保育園における令和6年4月時点の借地料は、年間12,159千円であり、そのうち、駐車場分が5,375千円(約44%)を占めている。
- 駐車場については、園児の送迎手段の大多数が自家用自動車によるものであるため必要なものであるが、今後の園児数の減少等に伴い、引き続き適正な数量の検討が必要である。
- 令和5年度に借地を1か所解消したが、幼児施設の再編や利用の見直し等によって、さらなる借地解消の検討を進める必要がある。

公立幼稚園・保育園における年間借地料一覧(令和6年4月時点) (単位:円)

	借地料合計			[参考]R3借地料合計
		園舎等	駐車場	
幼稚園	3,907,149	1,379,485	2,527,664	4,309,495
保育園	8,251,499	5,405,120	2,846,379	8,251,499
合計	12,158,648	6,784,605	5,374,043	12,560,994

出典: 裾野市幼稚園・保育園課

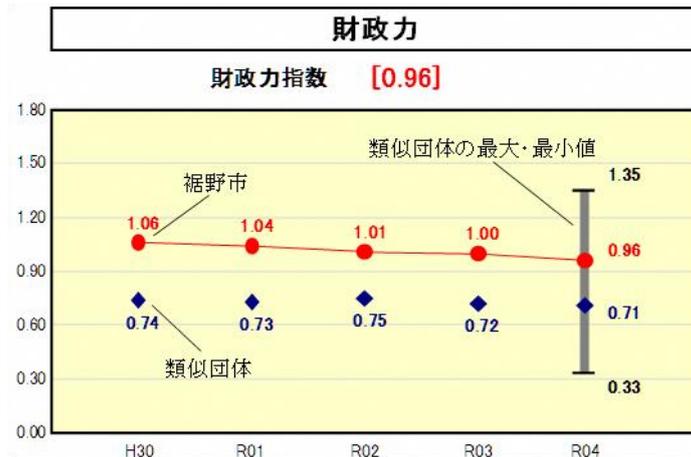
6) その他の財政指標

(出典:総務省「令和4年度財政状況資料集」)

① 財政力指数(財政力)

令和4年度の財政力指数は0.96となっているが、過去3か年の単年度の財政力指数は令和2年度は0.990、令和3年度は0.957、令和4年度は0.924と年々下落傾向にある。近年の普通交付税の再算定による基準財政需要額の増額の影響もあるが、令和元年の法人税率改正によりこれまでの法人税収の水準が維持できなくなったことが要因である。

今後においても普通交付税の交付団体を見込むため、財政力指数は1.00を下回る想定をしている。

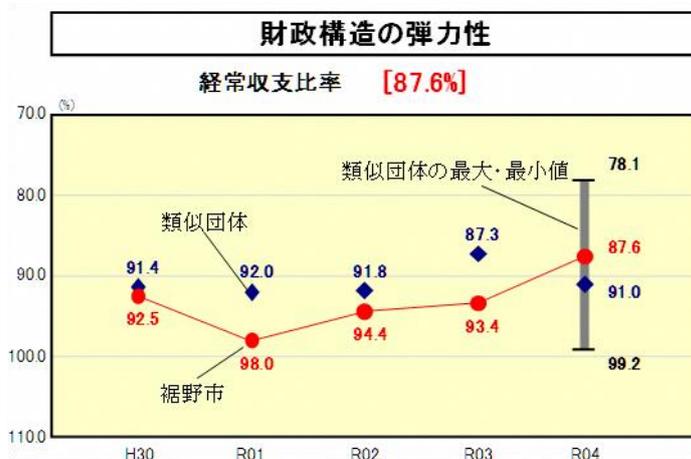


※財政力指数とは、地方公共団体の財政力を示す指数で、基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去3年間の平均値をいう。

財政力指数が高いほど、自主財源の割合が高く、財政力が強い団体ということになり、単年度の財政力指数が1を超える団体は、普通地方交付税の交付を受けない。

② 経常収支比率(財政構造の弾力性)

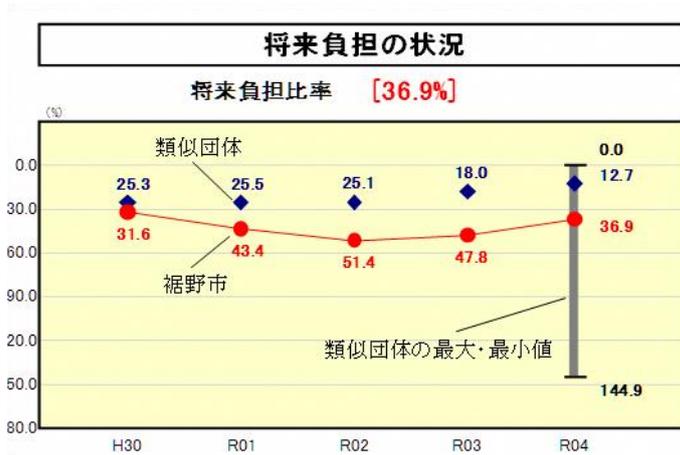
分母分子別に経年比較をすると、まず分母側では市税が令和3年度から令和4年度にかけて667百万円増加している。これは為替変動による市内企業の営業利益増収の影響によるものである。歳入全体としては前年度から585百万円増加した。また、分子側の歳出については物価高騰の影響により光熱水費等が増加したものの、人件費や物件費の減少により歳出全体で200百万円減少した。以上の要因により経常収支比率は前年度から5.8%回復したものの、やはり分母側の市税の増加による影響が強いため、今後は90.0%前後で推移すると見込んでいる。



※経常収支比率とは、公債費や人件費、扶助費といった固定費に対して、市税等の自由に使える収入がどの程度充当されているかを示すもの。数値が高いほど財政が硬直化し、自由度が少なくなっている状態を示す。

③ 将来負担比率（将来負担の状況）

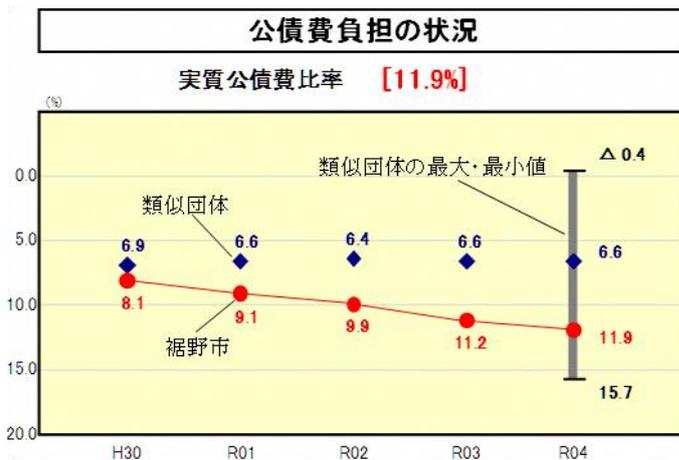
分母となる標準財政規模は前年度から減少しているため、数値上昇の要因となるが、分子側の地方債現在高が1,262百万円、公営企業債等繰入見込額が459百万円減少しているため、前年度から10.9%減少した。地方債については今後の元利償還金に対し発行予定額が上回らないように制御する方針であり、地方債残高は減少する見込みである。また、分子側の充当可能基金は前年度から増加したものの、今後学校教育施設整備基金や都市施設建設基金をはじめとするその他特定目的基金の取崩を予定しているため、分子側の控除額も減少していくものと見込んでいる。



※将来負担比率とは、公社や出資法人も含め、自治体が将来支払う可能性がある負債の一般会計に対する比率。将来、財政を圧迫する可能性の度合いを示す。350%以上で早期健全化団体となる。

④ 実質公債費比率（公債費負担の状況）

単年度の数値でも令和2年度は10.9%、令和3年度は12.9%、令和4年度は12.2%と年々上昇傾向にある。公債費は過年度発行分の償還予定により令和11年度まで現在の水準で高止まりする見込みである。地方債については今後の元利償還金に対し発行予定額が上回らないように制御する方針であるため将来的には公債費は減少する見込みであるが、実質公債費比率への影響は数年を要する。元利償還金が減少するまでは今後しばらく実質公債費比率は現在の水準で推移すると見込んでいる。



※実質公債費比率とは、自治体の収入に対する負債返済の割合を示す。通常 3 年間の平均値を使用する。18%以上になると新たな地方債を発行するのに国の許可が必要となり、25%以上になると発行を制限される。

(5) 幼児施設再編におけるこれまでの取組状況

平成25年3月に策定した裾野市幼児施設整備基本構想等(最新改訂:令和4年3月改訂、改訂時に裾野市教育・保育施設再編計画を策定)に基づいた、これまでの幼児施設再編に係る取組み状況を整理する。

取組① 御宿台保育園の民営化・認定こども園化【R3完了】

平成30年4月から令和3年3月までの3年間の指定管理を経て、令和3年4月から民営による認定こども園化を実施した。延床面積の削減面積は、1,959.29m²。

令和2年度に実施した指定管理者アンケートでは、94%の保護者が満足しており、認定こども園化に対して89%が保育サービス向上に期待しているとの結果が出ている。

[主な効果] 多様な保育・幼保連携の推進

取組② 富岡第二幼稚園の閉園と借地の解消、放課後児童室への転用【R3完了】

令和4年3月31日で閉園。令和3年度に閉園記念事業を実施した。閉園に伴い、借地の解消を実施した。延床面積の削減面積は、434.00m²。また、閉園後の園舎は、隣接する富岡第二小学校の放課後児童室へ転用した。

[主な効果] 富岡第二小放課後児童室に入所する児童の利便性向上

取組③ 北児童館の閉館と小規模保育事業所の開設【R4完了】

0歳～2歳児の保育需要等、時代のニーズに沿った施設の集約化及び利活用の推進を図るため、北児童館を令和3年12月末で閉館し、小規模保育事業所開設のための公募を経て、令和4年4月から民間事業者による19人規模の小規模保育事業所が開設された。延床面積の削減面積は、254.34m²。

[主な効果] R4年度から待機児童ゼロを実現

取組④ 私立幼稚園の子ども・子育て支援新制度園への移行を支援【R5完了】

私立幼稚園2園の子ども・子育て支援新制度園への移行を支援した(令和5年度から新制度園へ移行)。

[主な効果] 安定的な教育環境の維持

取組⑤ 私立認定こども園の施設整備補助を実施【R4・R5完了】

私立認定こども園の開園に向けて、施設整備補助の実施、及び認定こども園開園に係る手続き関係を支援した。

[主な効果] 多様な保育・幼保連携の推進、教育・保育施設の空白地帯の解消

取組⑥ 須山幼稚園駐車場の借地解消【R5完了】

園児数が減少している須山幼稚園の駐車場について見直しを行い、借地を解消した。

[主な効果] 財政コストの軽減

取組⑦ 親子交流スペース(子ども家庭総合支援拠点内)開設【R4完了】

福祉保健会館に、親子が自由に遊ぶことができる「親子交流スペース」(子ども家庭総合支援拠点内)を開設した。

[主な効果] 子育て支援環境の充実

取組⑧ こども家庭センター(すこっぷ)開設【R6完了】

福祉保健会館に、子ども家庭総合支援拠点(児童福祉部門)と子育て世代包括支援センター(母子保健部門)を統合した「こども家庭センター(愛称:すこっぷ)」を開設した。

[主な効果] 子育て支援環境の充実、相談機能強化

取組⑨ 南児童館の機能を、親子交流スペースに移転(集約)【R6～継続中】

限りある資源の中、子育て支援機能を充実させるため、今後、南児童館の機能を親子交流スペース(こども家庭センター内)に移転(集約)する。

[主な効果] 子育て支援環境の充実、相談機能強化

取組⑩ 業務支援システムを導入(ICT化の推進)【R3～継続中】

幼稚園教諭及び保育士の事務負担軽減により、教育・保育の質向上を図るため、令和3年10月から公立幼稚園及び保育園9園にタブレットを設置し、業務支援システムを導入した。ICT化の推進によって、園業務の効率化とともに、保護者の園利用の利便性が向上した。今後、さらなるICT化を推進する。

[主な効果] 幼稚園教諭及び保育士の事務負担軽減・保護者の利便性向上

取組⑪ 公立幼稚園の預かり保育事業を拡充【R4～継続中】

公立幼稚園での預かり保育事業について、実施時間を16時30分まで延長した(延長前:14時～15時)。また、夏季休暇中等の長期休園中も実施を開始した。

[主な効果] 幼稚園園児の保護者の就労希望への対応

取組⑫ 公立認定こども園の開園に向けた検討会の実施【R5～継続中】

市内初となる公立認定こども園の開園(富岡・深良幼保の統合)に向けて、幼稚園・保育園職員で構成する「認定こども園検討会」を令和5年度に組織し、認定こども園の運営に関して調整を実施している。

[主な効果] 公立認定こども園の万全な状態での運営

取組⑬ 保育の質向上事業【R6～継続中】

保育の質向上のため、人権等に関する職員研修、私立園への人権等に関する研修費補助、外部相談窓口の開設の実施を開始した。

[主な効果] 保育の質向上

※上記のこれまでの取組によって、「教育・保育需要の受け皿が確保」され、「待機児童ゼロ」(第5次裾野市総合計画における成果指標の1つ)を実現している。

(6) 裾野市の幼児施設再編に当たっての前提条件

1) 将来の就学前人口・園児数の推計

今後の施設整備の方向性を検討していくための前提条件として、今後の10～20年後の将来を見通した中での中長期的な就学前人口の動向について、国勢調査結果(令和2年)、国立社会保障・人口問題研究所(以下「社人研」という)の令和5年推計、及び住民基本台帳の実績から算出した推計結果を以下で整理する。

① 総人口

- 令和2(2020)年の国勢調査の結果、裾野市の人口は、50,911人であり、人口はピーク時の平成22(2010)年調査より3,635人減少、裾野市も人口減少期に入っている。
- 市の人口は、令和5年社人研推計の結果では、令和6(2024)年の約10年後の2035年には2020年の86.3%である43,940人、約25年後の2050年には74.6%で4万人を切り37,980人と推計されている。
- なお、日本の総人口は約10年後の2035年に1億2千万人を切り、約25年後の2050年には1億5百万人を切ると推計されている。

裾野市人口 (単位:人)

実績値	推計値					
2020年	2025年	2030年	2035年	2040年	2045年	2050年
50,911	47,611	45,789	43,940	42,093	40,098	37,980
100.0%	93.5%	89.9%	86.3%	82.7%	78.8%	74.6%

出典:社人研「日本の地域別将来推計人口(令和5年推計)」

裾野市15～49歳女性人口の見通し (単位:人)

実績値	推計値					
2020年	2025年	2030年	2035年	2040年	2045年	2050年
9,626	8,319	7,742	7,130	6,767	6,526	6,220
100.0%	86.4%	80.4%	74.1%	70.3%	67.8%	64.6%

出典:社人研「日本の地域別将来推計人口(令和5年推計)」

国人口 (単位:千人)

実績値	推計値					
2020年	2025年	2030年	2035年	2040年	2045年	2050年
126,146	123,262	120,116	116,639	112,837	108,801	104,686
100.0%	97.7%	95.2%	92.5%	89.4%	86.3%	83.0%

出典:社人研「日本の将来推計人口(令和5年推計)」(出生中位・死亡中位推計)

② 地区別人口

- 地区別人口について、2000年～2020年の実績(国勢調査)から、地区ごとの割合を想定し推計を行った。

地区別人口実績 (単位:人)

	2000年	2005年	2010年	2015年	2020年
東	15,370	15,160	15,194	14,532	13,855
西	13,526	14,348	15,177	15,621	16,026
深良	5,546	5,698	5,702	5,511	5,146
富岡	16,259	15,696	16,232	14,743	13,602
須山	1,981	2,160	2,241	2,330	2,282
合計	52,682	53,062	54,546	52,737	50,911

出典:国勢調査

地区別人口実績(割合)、将来想定割合 (単位:%)

	2000年	2005年	2010年	2015年	2020年	将来想定割合
東	29.2	28.6	27.9	27.6	27.2	27.2
西	25.7	27.0	27.8	29.6	31.5	32.0
深良	10.5	10.7	10.5	10.4	10.1	10.1
富岡	30.9	29.6	29.8	28.0	26.7	26.0
須山	3.8	4.1	4.1	4.4	4.5	4.7

※将来想定割合は、過去の比率や最近の傾向を踏まえ算出した。

※端数の関係で、合計は100%にならないことがある。

出典:裾野市幼稚園・保育園課

地区別人口推計 (単位:人)

	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年	2045年	2050年
東	13,855	12,950	12,455	11,952	11,449	10,907	10,330
西	16,026	15,235	14,652	14,061	13,470	12,831	12,154
深良	5,146	4,809	4,625	4,438	4,252	4,050	3,836
富岡	13,602	12,379	11,905	11,424	10,944	10,425	9,875
須山	2,282	2,238	2,152	2,065	1,978	1,885	1,785
合計	50,911	47,611	45,789	43,940	42,093	40,098	37,980

※2020年は国勢調査実績値。2025年以降は、各地区の将来想定割合×年度ごとの市全体の推計人口により推計。

出典:裾野市幼稚園・保育園課

③ 就学前人口(0～5歳)

- 就学前人口(0～5歳)は、総人口の減少や、15歳～49歳の女性の人口が大幅に減少し、加えて、晩婚化が加速していく中で、出生数の減少が見込まれるため、今後も大幅に減少していくものと予想される。
- 推計結果では、約10年後の2035年度は1,687人(2024年実績を100%とした場合83.8%)、約25年後は1,446人(同71.8%)と、就学前人口は今後さらに減少していくことが見込まれる。
- なお、改訂前の構想改訂版2・再編計画では、2035年度に2,253人と推計しており、さらに566人減少した。

就学前人口(0～5歳)の見通し (単位:人)

男女計	2024年	2025年	2026年	2027年	2028年	2029年	2030年	2031年
0～5歳	2,013	1,912	1,856	1,779	1,706	1,696	1,666	1,670
割合	100.0%	95.0%	92.2%	88.4%	84.7%	84.3%	82.8%	83.0%

	2032年	2033年	2034年	2035年	2036年	2040年	2045年	2050年
	1,674	1,679	1,683	1,687	1,682	1,662	1,592	1,446
	83.2%	83.4%	83.6%	83.8%	83.6%	82.6%	79.1%	71.8%

※2024年度は実績、それ以外は推計(各年度、4月1日時点)。

出典:裾野市幼稚園・保育園課

[推計方法]

直近の人口動態を考慮し、かつ長期的な変化をとらえて推計するため、令和7(2025)年度～11(2029)年度までは裾野市住民基本台帳の実績を基に、コーホート変化率法で算出し、令和12(2030)年度以降は、コーホート変化率法による算出値と、社人研推計(令和5年推計)の人口推移を考慮して推計を行った。

④ 園児数の推移推計

- 幼稚園・保育園等を利用する園児数は、2024年度から2035年度の11年で225人減少する。
- 改訂前の構想改訂版2・再編計画では、2035年度に1,254人と推計しており、さらに172人減少した。

幼稚園・保育園園児数の推移 (単位:人)

	2020年	2024年	2025年	2030年	2035年	2036年
幼稚園	581	382	322	277	279	278
保育園	999	925	896	792	803	801
合計	1,580	1,307	1,218	1,069	1,082	1,079

※2020年度・2024年度は実績、それ以外は推計(各年度、4月1日時点)。

※認定こども園は、幼稚園・保育園に各々振り分け。小規模保育事業所は保育園に計上。

出典:裾野市幼稚園・保育園課

[推計方法]

就学前人口(0～5歳)に、就学前人口(0～5歳)における幼稚園・保育園の在園児の割合の予測をかけて推計を行った。

⑤ 地区別就学前人口(0～5歳)

- 地区別の就学前人口について、2020年度～2024年度の実績(各年度、4月1日時点)から、地区ごとの就学前人口の割合を想定し推計を行った。

地区別就学前人口(0～5歳) 実績 (単位:人)

	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年
東	658	610	578	524	473
西	980	905	840	800	787
深良	200	187	179	165	160
富岡	699	640	616	569	527
須山	75	78	68	71	66
合計	2,612	2,420	2,281	2,129	2,013

出典:裾野市住民基本台帳

地区別就学前人口実績(割合)、将来想定割合 (単位:%)

	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年	将来想定割合
東	25.2	25.2	25.3	24.6	23.5	24.0
西	37.5	37.4	36.8	37.6	39.1	38.2
深良	7.7	7.7	7.8	7.8	7.9	8.0
富岡	26.8	26.4	27.0	26.7	26.2	26.4
須山	2.9	3.2	3.0	3.3	3.3	3.4

※将来想定割合は、過去の比率や最近の傾向を踏まえ算出した。

※端数の関係で、合計は100%にならないことがある。

出典:裾野市幼稚園・保育園課

地区別就学前人口推計 (単位:人)

	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年	2045年	2050年
東	658	459	400	405	399	382	347
西	980	730	636	645	635	608	552
深良	200	153	133	135	133	128	116
富岡	699	505	440	445	439	420	382
須山	75	65	57	57	56	54	49
合計	2,612	1,912	1,666	1,687	1,662	1,592	1,446

※2020年度は裾野市住民基本台帳による実績値。2025年度以降は、地区別就学前人口の将来想定割合×年度ごとの市全体の推計就学前人口により推計。

出典:裾野市幼稚園・保育園課

2) 幼児施設の量の見込み及び確保の内容

(出典:第3期裾野市子ども・子育て支援事業計画)

- 第3期裾野市子ども・子育て支援事業計画において、市内の「幼児期の教育・保育施設の量の見込み(どのくらいニーズがあるか)」に対応できるよう、教育・保育施設等による「確保の内容(いつ、どのくらい供給するか)」を設定している。
- 教育事業(1号認定・2号認定(教育))、保育事業(2号認定(保育))及び保育事業(3号認定(0～2歳児))は、令和7年度から令和11年度において、量の見込みを確保の内容が上回っており、十分な教育・保育体制が確保されている。

量の見込み(どのくらいニーズがあるか)と確保の内容(いつ、どのくらい供給するか)

教育事業《1号認定・2号認定(教育)》

(単位:人)

全市	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	460	430	402	378	384
1号認定	309	289	270	254	258
2号認定 (教育ニーズ)	151	141	132	124	126
②確保の内容	727	642	642	642	642
②-①	267	212	240	264	258

保育事業《2号認定(保育)》

(単位:人)

全市	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	513	478	447	421	427
②確保の内容	726	657	657	657	657
②-①	213	179	210	236	230

保育事業《3号認定(0～2歳児)》

0歳児

(単位:人)

全市	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	50	49	47	46	45
②確保の内容	109	107	107	107	107
特定教育・保育施設	88	86	86	86	86
特定地域型保育事業	21	21	21	21	21
②-①	59	58	60	61	62

保育事業《3号認定(0～2歳児)》

1歳児

(単位:人)

全市	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	159	160	155	151	147
②確保の内容	172	164	164	164	164
特定教育・保育施設	150	142	142	142	142
特定地域型保育事業	22	22	22	22	22
②－①	13	4	9	13	17

2歳児

(単位:人)

全市	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	152	163	164	159	155
②確保の内容	178	172	172	172	172
特定教育・保育施設	154	148	148	148	148
特定地域型保育事業	24	24	24	24	24
②－①	26	9	8	13	17

3) 裾野市立地適正化計画における幼児施設の取り扱い

(出典:裾野市立地適正化計画)

立地適正化計画(平成31年3月策定・令和7年3月改定)において、幼児施設(子育て支援センター・保育所・認定こども園)は、裾野駅周辺及び岩波駅周辺に必要な施設(=誘導施設)として、以下のとおり設定もしくは今後設定のための検討をする施設とされている。

■誘導施設

施設	都市機能誘導区域		根拠	規模等
	裾野駅周辺	岩波駅周辺		
子育て支援センター	◎	◎	児童福祉法第6条の3第6項に規定する地域子育て支援拠点事業を行う施設	—

「◎」=各拠点のターゲットや目標実現に向けて戦略的に誘導する施設(届出制度の対象)

■今後、誘導施設の位置づけを検討する施設

施設	都市機能誘導区域		根拠	規模等
	裾野駅周辺	岩波駅周辺		
保育所	△	△	児童福祉法第39条第1項に規定する施設	—
認定こども園	△	△	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条、17条第1項に規定する認定こども園	—

「△」=各種施設の立地状況や整備の方向性について関連分野との連携を図りながら、今後、誘導施設の位置づけを検討する施設

(7) 裾野市の教育・保育の現状・課題

裾野市の幼児施設を取り巻く状況、将来の就学前人口・園児数の見通し等から、今後の幼児施設(幼稚園・保育園・認定こども園等)の整備に関する基本的な課題と対応の方向性について整理する。

1) 保育需要の増加と就学前人口の減少への対応(中長期的な供給見通し)

- 女性の社会進出の増加や経済的な理由等から、共働き世帯は増加し、保育需要は高まっている。裾野市では近年、常時保育士を募集しても応募がないことやその他の要因による職員不足も相まって、公立保育園では職員配置数に余裕がない。
- 一方、少子高齢化は急速に進行しており、今後、中長期にわたって、就学前人口が減少していくことは明らかとなっている。保育需要及び就学前人口の中長期的な見通しのもと、需給バランス等も考慮しながら、計画的・効率的に施設再編を図っていくことが求められている。

2) 公立・私立が両輪となった教育・保育需要の確保

- 裾野市の就学前人口は、将来の就学前人口の見通し等から、減少傾向は止まらない。
- 就学前人口の減少にともない、教育・保育需要は減少し、幼稚園・保育園・認定こども園等の園児数は減少が見込まれるが、園児数の減少は、私立園の経営環境に影響を及ぼすことが想定される。
- 安定した教育・保育環境を提供するため、教育・保育需要は、優先的に私立園に振り分け、公立園は需要を調整するための「調整弁」となることが必要となってくる。

3) 施設の老朽化、及び借地問題への対応(施設更新の課題)

- 公立の幼児施設は建築後30年以上が経過しており、これらの老朽化した施設については、早急な施設の更新が求められている。
- しかし、同時期に建築された施設が多く、更新時期も重なることから財政面で厳しい課題となっている。また、東地区の幼保については高額な借地の課題も存在している。

4) 慢性的な保育士・幼稚園教諭の不足と多様な教育・保育ニーズへの対応

- 慢性的な保育士・幼稚園教諭不足は、教育・保育の質の維持を困難なものとし、さらに待機児童を生む要因となる。また、平成27年度から、子ども・子育て支援新制度が、令和元年度には幼児教育・保育の無償化が導入され、令和8年度からは、こども誰でも通園制度が本格実施される予定である等、これまでの幼保の枠組みにとらわれない多様な教育・保育ニーズに対応していくことが求められている。

5) 財政負担増大への対応

- 平成16年の児童福祉法改正により「市町村の設置する保育所における保育の実施に要する保育費用」の国庫負担が廃止され、市町村の一般財源で賄うこととなり、保育所運営に係る市の財政負担は大幅に増加している。
- 少子高齢化の進行等に伴う税収の落ち込みや、社会保障関係費等の義務的経費の増大により、今後、一層厳しい財政状況が続くと予想され、多様な教育・保育ニーズに柔軟に対応していくためにも、幼児施設の整備・運営に関して、積極的に民間活力を活用していく必要がある。

6) 多様化する児童館機能・役割への対応

- 近年の児童館機能は、子どもの遊び場の提供のみならず、保護者の相談を受ける等、機能・役割の充実が必要とされている。

(8) 幼児施設再編に係る財源確保

近年の厳しい財政状況が続く状況の中、幼児施設再編に係る財源を捻出することは困難である。

一方、将来的な就学前人口の減少や施設の老朽化が進むことが予想される中で、公立園の再編は待ったなしで進めていく必要があり、そのための財源を確保する必要がある。

そこで、既存施設の借地の解消等で削減できた経費を幼児施設再編に係る財源として活用することや、利用できる地方債^{*}の活用、既存市有地の活用等の検討を進め、財源確保に努めていく。

^{*}地方債は、「公共施設等適正管理推進事業債」や、「こども・子育て支援事業債」の活用を想定。

3. 幼児施設整備基本構想

<前提条件>

■ 公立教育・保育施設が担うべき役割

幼児施設における公立施設の役割は、市内の教育・保育の基準を示すこと、医療的ケア※が必要な子どもや近年増加している支援を要する子どもの対応等を、民間に先んじて担うことにある。

そのため、将来的にすべて民間に委ねるのではなく、公立の教育・保育施設の役割を果たしていく必要がある。

※医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律(令和3年9月18日施行)により、地方公共団体は医療的ケア児に対し適切な支援を行う責務がある。

■ 公私立・施設類型に関わらず、全市的な再編と位置づけ、教育・保育需要に対応する。

■ 新規で進出する私立園の整備は原則行わない。

就学前人口の減少が顕著なことから、私立園は、既存の幼児施設の改修や建替え等による新規整備を優先的に支援し、新規で進出する私立園の整備は原則行わない。

ただし、想定以上の教育・保育需要が発生する等の状況変化があった場合や、持続的かつ安定的に、市の教育・保育サービスの提供が担保できる民間事業者からのより効果的な提案があった場合はこの限りではない。

■ 子どもの最善の利益や人権・人格を尊重した保育の質の向上と、保育サービスの安定的な供給を行う(人材不足や経営悪化等のリスク回避)。

基本構想内の凡例：【共通】…公立施設・私立施設の双方に共通する内容

【公立】…公立施設に関する内容 【私立】…私立施設に関する内容

(1) 幼児施設整備・運営の基本方針

裾野市の教育・保育の課題を踏まえて、裾野市における今後の幼児施設(幼稚園・保育園・認定こども園等)の整備・運営に関する基本的な方針として、以下の5点を位置付ける。

1) 幼児施設(幼・保)の一体化(認定こども園化)を基本とする。

【共通】

- 将来の就学前人口の減少、多様化する教育・保育ニーズへの対応に加え、幼児施設(幼・保)の就園状況等を考慮し、かつ効率的な施設運営を図っていくため、幼・保の一体化(認定こども園化)を基本とする。
- 認定こども園は、就学前の子どもの成長の連続性に配慮し、また、保護者の就労状況の区分によらずに、地域における就学前の子どもの対象とし、一貫した教育・保育を提供する機能を有する施設として位置付ける。

【公立】

- 今後の公立の幼児施設(幼・保)は、上記の記載内容に加え、施設の老朽化を考慮し、既存施設の統廃合による幼・保の一体化(幼保連携型認定こども園化)を基本とした整備を推進する。

【私立】

- 私立幼稚園・保育園については、認定こども園化を推進するため、必要な支援を行う。なお、公立の認定こども園は、幼保連携型を基本とするが、私立の認定こども園は、民間の特色を活かした多様な教育・保育を提供し、保護者の選択肢を増やす観点から、幼保連携型にはこだわらない(例:幼稚園から幼稚園型認定こども園に移行等)。

2) 幼・保の一体化(認定こども園化)と合わせて、施設配置の適正化を進める(施設の縮充化)。

【共通】

- 将来、就学前人口の減少が見込まれる中、市全体でのバランスの取れた施設配置と地域の実情等を考慮しながら、幼児施設(幼・保)の一体化(認定こども園化)と合わせて、施設配置の適正化を進める。

【公立】

- 幼稚園需要の減少、保育園需要の増加が顕著であることから、幼保連携型認定こども園化とともに、幼稚園の活用による保育需要の吸収または幼稚園の統廃合も検討する。
- 人的・物的資源に限りがある中で、多様な教育・保育ニーズに対応するため、幼児施設の縮充を進める。

3) 厳しい財政状況のなか、安定的な教育・保育サービスを継続するため、民間活力の活用^{*}を推進する。

【私立】

- 今後とも厳しい財政状況が予想されることから、民間事業者による教育・保育サービスの提供拡大に向けて、既存の幼児施設の改修や建替え等による新規施設の整備や運営に関して、民間の資金や人材、ノウハウ等の積極的な導入・活用を進める。市は、教育・保育の質の確保・向上に向けて、民間への適切な支援を行う。

※民間活力の活用…

既存の幼児施設の改修や建替え等による新規の施設整備に加え、施設整備を伴わない私立幼稚園・保育園の認定こども園化といった新規分野への参入も含む。

なお、想定以上の少子化等の影響で、就学前人口が減少していくことが想定されるため、既存施設以外の新規の私立園の整備は原則行わない。

ただし、想定以上の教育・保育需要が発生する等の状況変化があった場合や、民間事業

者からの持続的かつ安定的に市の教育・保育サービスの提供が担保できる、より効果的な提案があった場合はこの限りではない。

4) 人口減少時代に向けた施設整備及び今後のファシリティマネジメントの見地から、施設は単独設置に限定せず、他の公共施設等との複合化を検討する。

【公立】

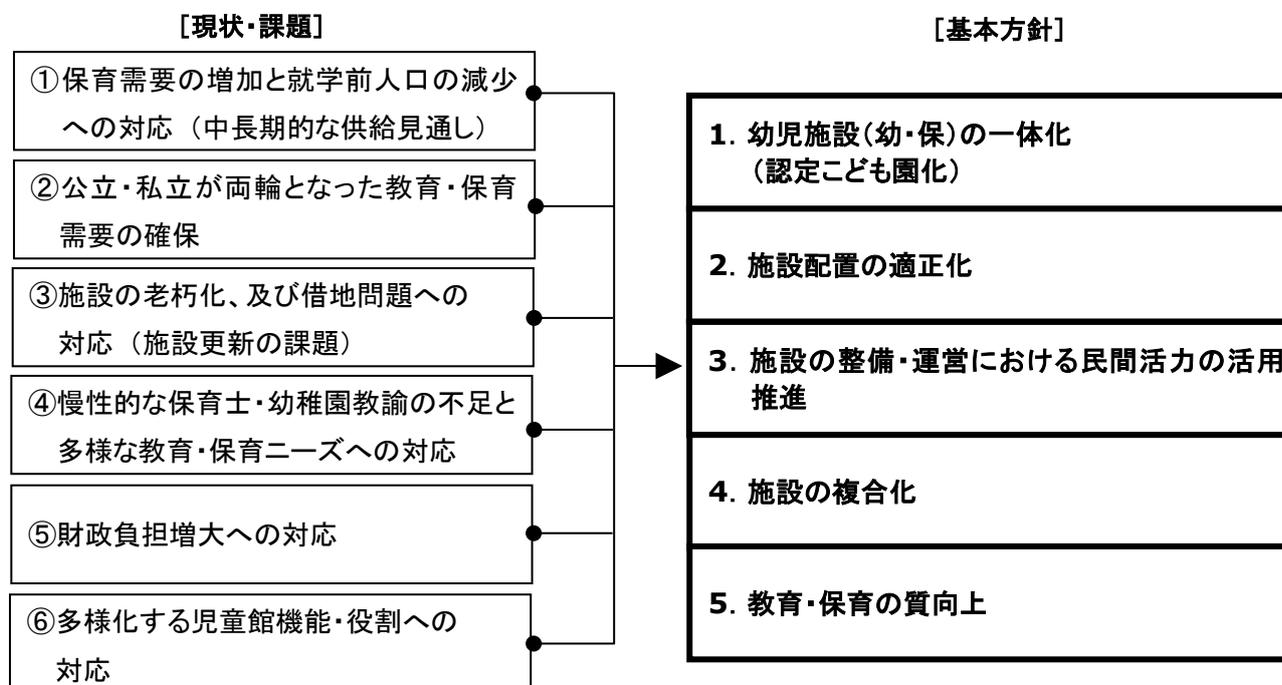
- 現在の人口推計を基にした幼児施設設置においても、地区によっては想定と異なる可能性もあり、ユーティリティな施設としての考え方や、地区の利便性を高める施設とするため、計画段階で様々な公共施設等との複合化も視野に検討していく。

5) 幼稚園教諭及び保育士の事務負担を軽減させるとともに、研修等を通じて教育・保育の質向上に向けた取り組みを推進する。

【共通】

- 幼稚園教諭及び保育士の事務負担を軽減させる取組みの実施や、人権等に関する教育・保育の質向上に資する知識習得の機会を提供する。

<参考> 現状・課題と基本方針の連結イメージ



(2) 構想の具現化に当たっての留意事項

上記の5方針に基づく具体的な施設整備は、市全体の方向性を踏まえた上で、全ての施設を対象に適切に進めていくものとする。取組みを進める中で、関係者からの意見聴取を行い、参考にする。

(3) 基本方針の展開

1) 幼児施設(幼・保)の一体化(認定こども園化)の方針

1)－1 幼児施設(幼・保)の一体化(認定こども園化)の基本的な考え方

- ① 良好な教育・保育環境の確保・充実、効率的な施設運営等の観点に加え、財政的な視点から、民間活力による認定こども園設置を促進し、かつ既存の公立幼稚園・保育園を再編(統合)して、一体化(幼保連携型認定こども園化)を進める。

【共通】

- 民間活力による認定こども園設置を最優先とする。私立園の設置により、市全体で教育・保育の需要が確保できる場合には、公立の既存施設の廃止を検討する。

【公立】

- 既存施設の老朽度や教育・保育ニーズへの対応、また、幼・保の立地状況等を考慮しながら、施設統合または複合化による一体化(幼保連携型認定こども園化)を推進する。
- 既存の同一地区内の幼・保2施設の統合による一体化(幼保連携型認定こども園化)の推進を基本としつつ、園児数の状況によっては隣接する他地区の施設との統合を推進する。

- ② 今後の就学前人口の減少を踏まえ、市全体の需給量と地域バランスを考慮しながら、量と質の両面から適切な施設整備を図る。

【共通】

- 今後の就学前人口の減少の見通しを踏まえ、第3期裾野市子ども・子育て支援事業計画等に基づき、地域バランスを考慮しながら、施設の適切な量の確保と、教育・保育サービスの充実に資する施設整備を図る。

- ③ 減少傾向にある幼稚園(教育)需要についても、適切な確保策を講じる。

【公立】

- 幼稚園(教育)需要は、近年、減少傾向が続いているものの、今後も一定の需要が見込まれる。

- 私立園の幼稚園(教育)部分の利用定員だけでは、需要の確保ができないため、公立認定こども園は、幼稚園(教育)部分の需要確保が可能な利用定員を設定する。

④ 幼・保の一体化(認定こども園化)の推進に向けた現場組織の体制づくり・人材育成を進める。

【共通】

- 市全体での幼・保一体化(認定こども園化)の推進に向けて、幼稚園教諭及び保育士の交流を推進するほか、公私立間や施設類型間の協力体制の構築を図る。

1)ー2 幼児施設(幼・保)の一体化(認定こども園化)の実施方針

認定こども園の認可基準(静岡県条例)等を踏まえ、幼保一体化(認定こども園化)による施設の整備・運営に関する実施方針を次のように整理する。※以下は、幼保連携型認定こども園における方針を示す。

① 対象児童

- 0～2歳児:家庭において必要な保育を受けることが困難な小学校就学前の子ども(3号認定)
- 3～5歳児:家庭において必要な保育を受けることが困難な小学校就学前の子ども(2号認定)
- 3～5歳児:2号認定児を除く小学校就学前の子ども(1号認定)

② 教育・保育の内容

- 幼保連携型認定こども園教育・保育要領等に基づき、教育及び保育の全体的な計画を策定し推進する。
- 3～5歳児は、保育の必要性に関わらず、共通に教育・保育を受ける時間は、合同で教育課程に係る教育を実施する。

③ 受け入れ体制(職員配置)

- 職員配置は下表のとおりであり、従来の保育園と同じ。

歳児	認定こども園	[参考]保育園	[参考]幼稚園
0歳児	概ね3人につき1人	概ね3人につき1人	
1歳児	概ね6人につき1人	概ね6人につき1人	
2歳児			
3歳児	概ね15人につき1人	概ね15人につき1人	概ね35人につき1人
4歳児	概ね25人につき1人	概ね25人につき1人	
5歳児			

※保育士等の園児の教育・保育に直接従事する職員の配置の状況に鑑み、教育・保育の提

供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、認定こども園と保育園の配置基準は、3歳児が概ね20人に1人、4歳児・5歳児が概ね30人に1人となる。

④ 教育・保育時間

- 開園日：原則、日曜祝祭日を除き毎日開園。
- 開園時間：原則、1日につき11時間。
- 教育・保育時間
 - 0～2歳児(3号認定)・3～5歳児(2号認定)
 - 従来保育時間と同じ(原則、保育を必要とする子どもに対する保育時間は1日8時間(最大11時間))。
 - 3～5歳児(1号認定)
 - 従来の教育時間と同じ(4時間を標準とする)。

[教育・保育時間の基本イメージ]

		7:15	8:30	9:00	14:00	18:15
0～2 歳児	保育園枠 3号認定	順次登園		保育		延長保育
	保育園枠 2号認定	順次登園		共通の教育・保育活動	午後保育	延長保育
3～5 歳児	幼稚園枠 1号認定	順次登園			預かり保育	降園
				降園		

⑤ 保育料

- 0～2歳児(3号認定)：保育園の保育料に準じる。
 - 3～5歳児(1号認定・2号認定)：無償。
- ※令和元年10月から、幼児教育・保育の無償化により3歳～5歳児は無償化。

⑥ 利用手続き

- 0～2歳児(3号認定)と3～5歳児(2号認定)：保育園の手続きに準じる。(市に申し込み)
- 3～5歳児(1号認定)：幼稚園の手続きに準じる。(園に申し込み)

⑦ 給食

- 原則、自園調理(給食)とする。
- 3～5歳児については、委託や外部搬入も可能とする。

⑧ 通園方法

- 個人送迎(各自で通園)を原則とする。

⑨ 施設設備(保育室等)

- 原則、従来の幼稚園と保育園の基準を満たす。
- 認定区分の違いで教育・保育の時間帯が異なることによる、子どもの心身の負担等に配慮した施設整備や運営に努める。

2) 施設配置の適正化の方針

2) - 1 適正配置の基本的な考え方

① 施設の適正配置については、全市的な教育・保育ニーズを基本に検討する。

【共通】

- 施設の適正配置に関しては、地域に偏らない圏域(1圏域)の考え方を基本とするが、地域コミュニティ圏域の状況や、市の将来計画である立地適正化計画の考え方を考慮しつつ、全市的な就学前人口や、教育・保育ニーズを基本に検討を行う。
- 園児の送迎手段は、保護者による自家用自動車が大半であることから、施設周辺の道路状況等を考慮する。
- 就学前人口や園児数が一定程度存在しており、一定数の教育・保育需要があるものの、受入の確保ができていない地域(例:市南部地域における幼稚園(教育)需要等)については、既存施設の認定こども園化等により確保に努める。

② 教育・保育を実施する上での適正な施設規模に留意して施設整備を図る。

【共通】

- 子どもの集団活動や各種行事の実施、また効率的な施設の維持・運営の観点から、適正な施設規模に留意して整備を図る。

③ 複数の課題の同時解決を目指して、公立幼稚園・保育園の一体化(幼保連携型認定こども園化)を視野に入れた適正配置を進める。

【公立】

- 現在、5地区に9つの公立幼稚園・保育園がある状況は、今後さらに少子高齢化が進行していく人口減少時代において、持続可能な行政経営の観点から見ると効率性に欠ける面がある。その一方で、当面は増加傾向にある保育需要に対応していく必要がある。
- そこで、「公立幼稚園・保育園施設の老朽化対策」、「借地の解消」、「待機児童解消の継続」、「不足状況にある保育士・幼稚園教諭の確保」といった複数の課題を同時に解決するため、幼保連携型認定こども園の適正配置を進める。

【私立】

- 当面の保育需要に対応するため、公立園だけでなく、民間活力を活用した保育事業の展開を進める。

④ 公立園の役割を堅持しつつ、公立・私立の枠を超えての適正配置を進める。

【共通】

- 現在(令和6年4月1日時点)、本市では、公立の幼稚園5園・保育園4園に加え、私立の幼稚園3園・保育園2園・認定こども園3園・小規模保育事業所4園が開設され、“公立の良さ”と私立の良さのベストマッチングによる就学前児童の教育・保育の実施”が具現化されつつある。また、平成30年度から指定管理者による御宿台保育園(当時)の運営を開始し、令和3年度から御宿台こども園として民営化したが、その満足度は民営化開始前の不安を払しょくし、高いレベルで推移している状況である。
- そこで、このような本市の特徴を踏まえ、公立認定こども園の適正配置に当たっては、公立の良さ”と私立の良さのベストミックスによる最適化を目指しながら進めていくものとする。その際、公立園は、市の教育・保育施策全体の司令塔として基準となり、民間だけでは対応が難しい「医療的ケアが必要な子どもや支援を要する子どもへの対応」、「子育て困難家庭への支援」、「公的機関との連携」、「緊急時の対応」等の役割を堅持していくものとする。

⑤ 多様な教育・保育ニーズに対応するため、幼児施設の集約を進める。

【公立】

- 多様な教育・保育ニーズ(子育て支援に関するものを含む)に対応するため、幼児施設を集約することで、人的・物的資源を集約させる。

2)ー2 適正配置の実施方針

【共通】

- 就学前人口の減少、施設の老朽化、幼稚園需要の減少ならびに保育園需要の増加等の複数の要因を考慮し、幼・保の一体化(認定こども園化)による適正配置を対応可能な施設から進める。

【公立】

- 幼稚園の需要が著しく減少しているため、幼保連携型認定こども園化と同時に、既存の幼稚園の統廃合や、幼稚園及び保育園ICT化等によって把握した預かり保育・延長保育の需要から幼稚園の預かり保育の拡充による保育園需要の吸収を引き続き実施する。
- 限られた人的・物的資源で最大の効果を発揮するため、幼児施設の集約を進める。

3) 施設の整備・運営における民間活力の活用推進の方針

3) -1 民間活力の活用推進の基本的な考え方

① 民間活力による新規施設整備・運営を優先的に推進する。

【私立】

- 民間活力による施設整備は、「民間施設が既存の幼児施設の改修や建替え等に、自前で施設設置場所の選定・用地確保等を行う施設整備」(民間主導型)、「公立幼児施設の民営化」(市主導型)の2パターンが想定されるが、市主導型は、公立施設の老朽化や新規の私立園の進出を原則行わないこと等を理由に、実施を想定しない。
- なお、構想改訂版3・再編計画改訂版では、民間活力の活用推進の定義として、既存の幼児施設の改修や建替え等による新規の施設整備に加え、私立幼稚園・保育園の認定こども園化といった新規分野への参入も含むものとする。

② 公立幼児施設(幼・保)については、公立施設の役割を考慮しつつ、教育・保育サービスが安定的に供給できるように、教育・保育需要を調整するための「調整弁」としての機能を持たせるものとする。

【公立】

- 「医療的ケアが必要な子どもや支援を要する子どもへの対応」、「子育て困難家庭への支援」、「公的機関との連携」、「緊急時の対応」等、公立施設の担う役割を堅持したうえで機能充実を図る。
- 一方、就学前人口が減少していく中、民間施設が安定的に教育・保育ニーズを確保し、教育・保育サービスを提供できるように、公立施設は、教育・保育需要を調整するための「調整弁」となる。

③ 幼児施設(幼・保)の一体化(認定こども園化)及び地域型保育事業の充実に際し、民間活力の活用推進を図ることを基本とする。

【公立】

- 公立施設については、既存施設の老朽化が著しいことから、原則、施設整備を伴う新設の幼保連携型認定こども園の整備を基本とする。ただし、小学校等の他類型の施設等において、統廃合等により活用可能となった築年数の浅い施設や、これまでの改修等によって比較的施設の状況が良好な幼児施設については、集約による運営効率を考慮し、改修による整備も検討する。
- 公立施設の縮小・充実を図るため、一定規模以上の施設の整備を推進する。

【私立】

- 市の財政状況等を考慮し、民間活力による施設整備・運営(既存施設を活用した私立幼保の認定こども園化等の機能拡充や既存施設の建替え等による認定こども園化)を推進する。

④ 既存の民間施設において、教育・保育サービスの向上のための施設整備を推進する。

【私立】

- 既存の民間施設において、施設基準に対してゆとりを持たせること等、教育・保育サービスの向上を目指す施設整備について支援する。

⑤ 多様な教育・保育ニーズに弾力的に対応し、効率的な施設の整備・運営を図るため、市と民間事業者との協働体制づくりを進める。

【共通】

- 多様化する教育・保育ニーズに弾力的に対応し、持続的に良質な教育・保育サービスを提供できる体制づくりを進めるとともに、施設の効率的な整備・運営を図るため、市と民間事業者の協働体制づくりを進める。

⑥ 公立幼児施設の民営化の進め方として、地元や事業者との合意形成を図りつつ推進を図る。

【公立】

- 既存施設の状況(老朽化等)や地域の就学前人口の推計を勘案しながら、地元や事業者の意向も伺い、民営化の範囲(施設整備・運営)や手法(委託/移管)の方向性を定め、合意形成を図りつつ進めていくことを基本とする。

※構想改訂版3・再編計画改訂版では、公立幼児施設の民営化は原則、想定せず。

⑦ 公立幼児施設の再編によって発生した跡地の活用については、地元や関係者との合意形成を図りつつ方針を決定する。

【公立】

- 公立幼児施設の再編が進んだ場合、複数の跡地が発生するが、跡地の活用方針を決定する際は、地元や関係者の意向も踏まえ、合意形成を図りながら実施する。

3) - 2 民間活力の活用推進の実施方針

【私立】[民間主導型]

- 民間が自前で施設設置場所の選定・用地確保等を行う施設整備(民間主導型)に対しては、随時、施設整備に係る国庫交付金の確保等の必要な支援を行う。
- 私立保育園や、私立幼稚園の認定こども園化といった新規分野への参入に対しては、随時、県等との調整等の必要な支援を行う。

【共通】[市主導型]

- 市主導型は、公立施設の老朽化や新規の私立園の進出を原則行わないこと等を理由に、実施は想定しないこととするが、状況等の変化によって、公立の認定こども園等の民営化を推進していく際に、適用される基本的な手順・ルール等として、公立幼児施設の民営化の実施方針(民営化ガイドライン)として整理する。
- 当該実施方針を明らかにすることにより、市民(保護者等)の民営化に対する不安の解消や理解の促進、より良い民間事業者の参入促進等、民営化への円滑な移行を図る。

<公立幼児施設の民営化の実施方針(民営化ガイドライン)>

① 民営化の手法

- 民営化の手法については、民間事業者が公立の幼稚園・保育園・認定こども園を運営する「公設民営方式」、あるいは公立の幼稚園・保育園・認定こども園を統廃合する際に、統廃合後の施設を、民間が新たに整備して私立の教育・保育施設として運営する「民設民営方式」(完全民営化)を基本とする。
- ただし、施設や立地地域の特性を考慮して、段階的に民営化を進めていくことが妥当と判断される場合には、旧御宿台保育園のように、指定管理者制度を活用した「公設民営方式」による民営化を推進する等、状況に応じた段階的な民営化手法についても検討する。
- 公立の幼稚園・保育園等の既存施設を活用する場合や新規で施設整備する場合、建物については施設の減価償却を考慮し、無償、減額譲渡、又は貸与のいずれか、敷地については市有地の貸与を基本として検討する。

② 民営化対象施設の選定

- 民営化の検討対象となる認定こども園等は、将来にわたって需要が見込まれる立地を基本として、保護者の利便性や市の財政負担等を考慮して選定を行う。
- 運営の効率性・持続性等を考慮した定員規模の施設を基本とする。
- 学識経験者等で構成される選定委員会において、民営化対象施設の候補を選定する。
- 市は選定結果を踏まえて民営化対象施設を決定し、当該施設の保護者等に周知する。

③ 事業者の選定

- 学識経験者や教育・保育現場関係者、当該施設保護者、地元関係者等で構成される選定委員会を設置し、運営事業者候補を選定する。
- 市は選定結果を踏まえて運営事業者を決定し、当該施設の保護者等に周知する。

④ 移行準備

[三者協議会設置と移行準備期間]

- 事業者決定後に速やかに、保護者、事業者、市の三者による協議会を設置し、移行に向けた準備を進める。移行準備期間として2年程度の期間を確保する。

[合同保育]

- 移行準備期間内において、幼稚園教諭や保育士の入れ替わり等の保育環境の変化による子どもへの影響を考慮し、市の幼稚園教諭・保育士等と事業者の幼稚園教諭・保育士等が合同で保育にあたる(合同保育)期間を設定する。
- 合同保育は、移行の1年以上前から順次段階的に行い、移行3か月前からは各クラスにクラス担任となる予定の幼稚園教諭・保育士等が入り、教育・保育内容の引継ぎを行う。なお、指定管理者制度を活用する場合は、指定管理期間前の6か月程度の期間を確保して、順次段階的に実施する。合同保育の方法等については三者協議会で協議を行う。
- 合同保育に関わる事業者側の費用については、市と事業者との協議によって決定する。

⑤ 市による支援と進捗管理

[施設整備期間における支援等]

- 施設整備に係る事業費において、国庫交付金の確保等、必要な財源措置や各種認可手続き等における必要な調整・指導等を行う。

[移行準備期間における支援等]

- 移行準備の進捗管理を行うとともに、問題が生じた場合は必要な調整・指導等を行う。
- 事業者の幼稚園教諭や保育士等の職員に対して、公立幼稚園・保育園への派遣や研修等、必要な支援を行う。

[民営化移行後の市の支援等]

- 三者の協議の機会の確保
民営化移行後の一定期間(原則、民営化移行時の在園児が卒園するまでの期間)においては、引き続き保護者・事業者・市の三者による定期的な協議の機会を確保する。
- 教育・保育内容等の確認
市は、事業者による教育・保育内容(三者協議会で確認した教育・保育内容等)を逐次確認するとともに、問題が生じた場合は必要な調整・指導等を行う。
- 民営化の評価
定期的に選定委員会等による評価を実施し、評価結果をインターネット等で広く公開する。

⑥ 施設(認定こども園等)の民営化スケジュール(案)

- 現在の施設の建替えを想定した民営化の手法として、3つのケースを想定する。どのケースとも、合意形成や設計・建設等に関わる期間は、最短での想定である。
- 既存施設を活用(必要な改修等を実施)して、民営化を進める場合は、下記のケースで想定している施設整備に関する期間は短縮されることになる。

ケース1 民設民営

	施設・事業者選定期間	移行準備期間		民営化(市の支援期間)
	検討1年目	2年目	3年目	4年目以降
施設整備	地域や保護者等への周知説明及び補助事業採択調整、敷地貸与方針等の基本計画作成等	民間事業者による施設整備		開園(民設)
運営	幼稚園・保育園・認定こども園(公営)			<ul style="list-style-type: none"> ・認定こども園等の運営(民営) ・三者協議会の継続実施 ・保育内容等の確認、評価等
民営化に向けた取り組み	民営化への移行方針決定(対象園選定等)、合意形成(保護者説明会等)、事業者選定等	移行準備 (三者協議会の開催、合同保育の実施等) ※合同保育(1年以上)		
留意点	<ul style="list-style-type: none"> ・民間事業者選定以前に、地元・関係者等と民営化に関して合意を得ておく必要がある。 ・当初段階に民間事業者を選定することが必要となる。事業者の応募・選定がなければ、事業を進めることができない。 			

ケース2 公設民営

	施設・事業者選定期間	移行準備期間			民営化(市の支援期間)
	検討1年目	2年目	3年目	4年目	5年目以降
施設整備	地域や保護者等への周知説明、敷地貸与方針等の基本計画作成等	基本設計・実施設計 園建設工事			開園(公設) ※貸与/譲渡
運営	幼稚園・保育園・認定こども園(公営)				<ul style="list-style-type: none"> ・民営化(移管) ・三者協議会の継続実施 ・保育内容等の確認、評価等
民営化に向けた取り組み	民営化への移行方針決定(対象園選定等)、合意形成(保護者説明会等)、事業者選定等	移行準備 (三者協議会の開催、合同保育の実施等) ※合同保育(1年以上)			
留意点	<ul style="list-style-type: none"> ・民間事業者選定以前に、地元・関係者等と民営化に関して合意を得ておく必要がある。 ・市の施設整備費について、国・県の財政支援がないため、市の財政負担が大きい。 				

ケース3 公設民営(指定管理)→民営化(移管)

	施設選定期間	事業者選定期間/移行準備期間			民営化(市の支援期間)			
	検討1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目以降
施設整備	地域や保護者等への周知説明、敷地貸与方針等の基本計画作成等	基本設計・実施設計 園建設工事			開園(公設・指定管理委託)			
運営	幼稚園・保育園・認定こども園(公営)				<ul style="list-style-type: none"> ・指定管理委託(3年間) ・民営化(移管)に向けた準備(三者協議会の開催等) ※指定管理者による事業継続を想定 			
民営化に向けた取り組み	指定管理及び民営化への移行方針決定(対象園選定等)、合意形成(保護者説明会等)	事業者選定等、指定管理に向けた準備検討(約2~3年間) ※合同保育(約6か月)						
留意点	<ul style="list-style-type: none"> ・民間事業者(指定管理者)選定以前に、地元・関係者等と民営化に関して合意を得ておく必要がある。 ・市の施設整備費及び指定管理期間中の運営費について、国・県の財政支援がないため、市の財政負担が大きい。 							

4) 施設の複合化の方針

4)－1 複合化の基本的な考え方

① 施設類型や地域の垣根を超えて複合化を検討する。

【公立】

- 施設の複合化の検討の際には、施設類型(例:小学校、幼稚園、保育園の別)や地域にとらわれず、複合化によって双方の施設の効果を高められるものとする。

② 複合化による社会課題の解決を進める。

【公立】

- 小1プロブレム(=幼稚園や保育園等を卒園した後に、子どもたちが小学校での生活や雰囲気になかなか馴染めず、落ち着かない状態が数か月続く状態)等の社会課題の解決を図る。

4)－2 複合化の実施方針

【公立】

- 小1プロブレムの解決や設備面の優位性を考慮し、複合化の対象施設は、小学校を最優先で検討する。また、地域は隣接地域を基本に選定する。

5) 教育・保育の質向上の方針

5)－1 教育・保育の質向上の基本的な考え方

① 教育・保育の質向上に向けた取り組みを全市的に推進する。

【共通】

- 幼稚園教諭及び保育士の事務負担を軽減させること、人権等に関する教育・保育の質向上に資する知識習得の機会を提供する。

5)－2 教育・保育の質向上の実施方針

【共通】

- 人権等に関する職員研修、外部相談窓口の開設を継続する。

【公立】

- 幼稚園教諭及び保育士の事務負担を軽減させるため、園業務のICT化を推進する。

【私立】

- 私立園への人権等に関する研修費補助を実施する。
- 法令等の周知や手続きを円滑に進めることができるように、適切な情報提供等に努める。

4. 裾野市教育・保育施設再編計画

(1) 公立幼児施設(公立教育・保育施設)の再配置の方針

幼児施設の再編は、人口減少等の社会情勢の変化、幼稚園需要の減少・保育園需要の増加、厳しい財政状況といった市をとりまく諸般の状況に対応し、子どもたちの教育・保育の質の向上を第一議として「子育て支援」を実現するため、ハード面である老朽化した幼児施設を統合、適正な再配置を行うことにより、人的・物的資源を集約し、当市を“さらに子育てしやすいまち”とすることが目的です。

そのため、再配置の基本方針を次の通り定めます。

基本方針

「民間活力の活用推進および

公立幼児施設の適正な数への再編と質の向上」

■ ハード面(施設)で考慮すべき方策

- ① 地区に偏らない圏域の設定と施設整備
- ② 想定以上に少子化が進む中、公立園の機能・役割を維持するため、公立の幼保連携型認定こども園は、将来的に2園程度の設置維持
- ③ 私立園は、既存の幼児施設の改修や建替え等による新規整備を優先的に支援し、新規で進出する私立園の整備は原則行わない。ただし、想定以上の教育・保育需要が発生する等の状況変化があった場合や、民間事業者からの持続的かつ安定的に市の教育・保育サービスの提供が担保できる、より効果的な提案があった場合はこの限りではない。
- ④ 将来推計人口・就学前人口等に基づき、老朽施設を統廃合
- ⑤ 統廃合時に他の公共施設との複合化を検討
- ⑥ ライフサイクルコストの縮減と借地の解消
- ⑦ 保育園需要の幼稚園への振り分け(幼稚園預かり保育の拡充等)による施設整備の検討
- ⑧ 園児の安心・安全を担保するため、老朽化した既存施設の適切な修繕の実施

■ ソフト面(施策)で考慮すべき方策

ハード面の統廃合・複合化による市の財政支出減少分の一部を以下の内容等に振り替える。

- ① 教育・保育の質向上のための施策(人的配置、保育の質向上事業(職員研修、私立園が実施する人権等に関する研修費への補助金の交付、外部相談窓口の設置等)、ICT化の更なる推進、設備の向上等)を充実

- ② 休日保育や病児保育等の既存事業の充実、教育・保育の質向上に係る新規事業の充実
- ③ 医療的ケアが必要な子どもや支援を要する子どもへの取り組みを充実

■ 民間活力の活用推進について

民間活力の活用推進は、以下の事項を示す。

- ① 既存の幼児施設の改修や建替え等による新規の施設整備
- ② 施設整備を伴わない私立保育園・幼稚園の認定こども園化といった新規分野への参入

1) 適正配置方針

立地適正化計画の中で、保育所・認定こども園は、裾野駅周辺・岩波駅周辺に誘導するかどうかを、今後検討する施設となっている。

当市は、市街化調整区域内に人口の約40%が居住しており、登園手段が概ね「自家用自動車」である現状を踏まえ「拠点連携型都市構造」の集落拠点内にも認定こども園を設置することとする。

教育・保育需要の確保は、公私立一体で対応することとし、公立の幼保連携型認定こども園は、市全域で将来的に2園程度の設置を想定する。民間活力の活用推進によって必要な教育・保育需要が満たされた際には、配置数には柔軟に対応する。

児童館については、令和3年度に北児童館を閉館し、南児童館のみとなった。南児童館は、今後、福祉保健会館内に開設している親子交流スペース(こども家庭センター内)に機能移転(集約)し、南児童館の跡地は幼児施設等の子育て支援関連施設に用途変更する。

2) 適正規模方針

公立幼稚園・保育園が堅持する役割である「市全体の教育・保育施策の基準」、「医療的ケアが必要な子どもや支援を要する子どもへの対応」、「公的機関との連携」、「緊急時の対応」等や、子どもの社会性や各種行事の集団保育の確保等の幼児施設運営上の観点等を踏まえ、公立認定こども園1園当たりの規模は70人～140人程度とする。

利用定員の内訳について、公立認定こども園は、市全体で教育・保育の需給バランスがとれるように利用定員を設定する。

なお、私立園(小規模保育事業所を除く)に関しては、経営の持続性や既存園の状況等を加味し、概ね90人～120人程度の規模を想定するが、運営法人の意向を最大限尊重するものとする。

3) 配置時期方針

施設の老朽化を考慮すると、改訂前の構想改訂版2・再編計画の計画終期である令和18年度までに、全ての幼児施設整備が完了することを目標とし、スケジュール管理を行う。

なお、市の財政状況を考慮すると、公立施設の新規整備等の積極的な投資は慎重に行う必要があることに留意しつつ、活用できる手段を全て駆使し、民間施設整備と歩調を合わせた施設再編を進める。

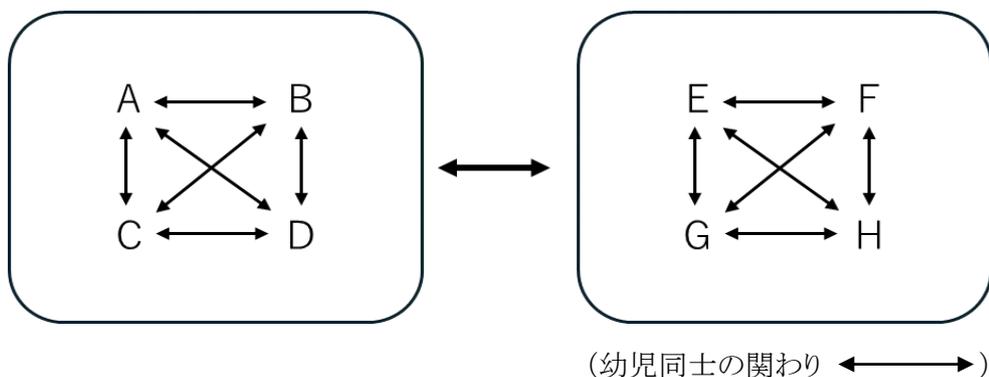
4) 公立幼稚園・保育園・認定こども園(3歳児以上)における施設統廃合の判断基準と統廃合の手順

4)-1 集団活動の適正規模

- 近年、特に幼稚園において、1学級あたりの園児数が10人未満となる園が増加している。園生活においては、他の児童との関わりの中で様々な経験をすることで、主体性や社会的態度を身に付けていくことが想定され、一定規模の集団が必要であると考えられる。
- 1学級あたりの人数は、平成23年度公表の社団法人全国幼児教育研究協会「幼児集団の形成過程と協同性の育ちに関する研究」において、「一人一人の幼児への個別の対応が求められる「個に応じた援助」を行い、集団の形成過程を大切に、「協同性の育ち」を培うためには、3歳児は20人前後、4・5歳児は21人以上30人くらいの集団が適切である」とされている。
- 一般的に「集団」とは、ある特定の目的を持ち、それを達成するために活動する2人以上の集まりを言う。しかしながら、2人を集団とすると客観的な視点が得られず、幼児同士の関係性の構築からも、集団の人数は3人以上が望ましいと考える。
- 加えて、実際の園生活等を考えると、お散歩等で2人1組で活動するケースが多いこと、4人掛けのテーブルが多いことを考えると、集団の最小単位は4人であり、別の集団との相互の意見交換や交流から得られる気付き等の多様性の獲得を考慮すると、最少でも4人1グループが2グループは必要と考える。

以上から、公立幼稚園・保育園・認定こども園(3歳児以上)における集団活動の適正規模として、1学級あたりの下限人数は、「8人」とする。

[集団における幼児の関わり方の想定]



4)-2 施設統廃合の判断基準と統廃合の手順

公立幼稚園・保育園・認定こども園(3歳児以上)における集団活動の適正規模に基づき、下記のとおり順次統廃合を行うことで、望ましい集団活動を提供し、教育・保育の質を確保する。

① 判断基準

- 翌年度の3歳児の入園者数(入園申込数)が、「3年連続」で「8人」未満となった場合、4年目に統廃合。
 - 判断基準日は、翌年度の入園申込を取りまとめる「10月末日」時点。
 - 本基準は、令和7年度実施の入園申込(令和8年度入園分)から適用。
- ※判断基準の入園申込数は、保護者が希望する園への申込数を示す。

② 統合先の園児との交流

統合先の園児との園生活を円滑にするため、翌年度の3歳児の入園者数(入園申込数)が、「2年連続」で「8人」未満となった段階で、統合先の園児との交流保育を実施する。

③ 統合先の園の選定要件

- 統合後に、統合元の園に登園している園児を全て受け入れた上で、施設基準を満たすことが可能なこと。
- 原則、隣接する地区に所在する園であること。

④ 統合先の園が選定できない場合

園児数等の関係で、統合先の園が選定できない場合は、新規の3歳児の受入れを停止し、在園児の卒園後、閉園とする。

⑤ 集団活動の適正規模によらない統廃合

施設の老朽度や園児数によっては、集団活動の適正規模に関わらず、施設統廃合を実施する。

[基準適用のイメージと統廃合までの予定]

年度 (入園申込)	入園申込者数の状況	統廃合までの予定	
N+1 (N)	[3歳児入園]8人未満	—	
N+2 (N+1)	[3歳児入園]8人未満	統合先の園の選定	
		【統合先の園が選定できた場合】	【統合先の園が選定できない場合】
		・統合先の園児との交流開始	—
N+3 (N+2)	[3歳児入園]8人未満	<ul style="list-style-type: none"> ・(N+4)年度の統廃合の決定 ・統合先の園児との交流実施 ・統合記念事業の実施 	(N+4)年度の3歳児受入れ停止
N+4 (N+3)	—	<p align="center"><u><他園に統合></u></p> ※在園児は原則、統合先の園に転園(保護者の希望による)	4歳～5歳児の教育・保育実施
N+5 (N+4)	—	—	<ul style="list-style-type: none"> ・5歳児の教育・保育実施 ・閉園記念事業の実施 ※年度末: <u><閉園></u>

※Nには、事象が発生する年度が入る。(例)[入園申込]N=令和7年度

5) 幼児施設の一体化(認定こども園化)及び統合の方針

計画期間における既存施設の一体化(認定こども園化)及び統合の方針について整理する。なお、幼稚園需要の減少や市財政状況の変化によっては、幼稚園の統廃合を先行して検討する。また、公立幼児施設においては、民間活力によって、必要な教育・保育需要が確保できる際には、下記の配置にはこだわらない。

幼児施設の一体化(認定こども園化)及び統合の方針

(単位:人・年)

地区	名称	利用定員	園児数	建築年月	築年数	公立幼児施設一体化(統合)の方針	配置・整備方針
東	いずみ幼稚園 東保育園	160 120	65 70	1982.3 1983.3	42 41	統合(幼保連携型認定こども園化)	・東地区内で既存施設の利活用 ・西地区も含めた集約・拠点化
	私立幼児施設	-	-	-	-		・民間活力の活用 (認定こども園化等)
西	西幼稚園 西保育園	140 120	68 85	1974.11 1982.3	49 42	統合(幼保連携型認定こども園化)	・西地区内で既存施設の利活用 ・東地区も含めた集約・拠点化
	南児童館	-	-	1993.3	31		集約・拡充
	親子交流スペース(こども家庭センター内)	-	-	2023.3	1	-	
	私立幼児施設	-	-	-	-		
深良	深良幼稚園 深良保育園	60 90	18 50	1976.11 1985.1	47 39	統合(幼保連携型認定こども園化)	・深良保育園を活用し、R8.4 認定こども園化((仮称)深良こども園) ・園児数の推移によっては(仮称)富岡こども園と再統合を検討
	私立幼児施設	-	-	-	-		・民間活力の活用 (認定こども園化等)
富岡	富岡第一幼稚園 富岡保育園	100 120	34 76	1979.9 1974.3	44 50	統合(幼保連携型認定こども園化)	・富岡保育園を活用し、R8.4 認定こども園化((仮称)富岡こども園) ・園児数の推移によっては(仮称)深良こども園と再統合を検討
	私立幼児施設	-	-	-	-		・民間活力の活用 (認定こども園化等)
須山	須山幼稚園	60	13	1988.2	36	統合または複合化(幼保連携型認定こども園化)	・隣接地区を含む他施設との統合、複合化 ・園児数の推移によっては(仮称)富岡こども園と統合検討
合計		970	479			関係者の意見聴取を実施し、推進	

※数値は、令和6年4月1日時点。

※建築年月は、園舎の建築年月を示す(親子交流スペースは、設置年月)。

※南児童館は、親子交流スペース(こども家庭センター内)に機能移転(集約)した後、幼児施設等の子育て支援関連施設に用途変更。なお、南児童館で確保していた子どもの居場所は、公民連携により機能維持を図る。

[参考:構想改訂版2・再編計画での南児童館の扱い]

南児童館は、児童館機能を維持しつつ、他の子育て支援機能(子育て世代包括支援センターや家庭児童相談室機能、障がい者相談支援センター機能等)と併せて、福祉保健会館に集約・複合化させたうえで用途変更。

※親子交流スペースの施設拡充には、こども・子育て支援事業債等の活用を見込む。

6) 公立園施設整備(施設再編)の優先順位

- 公立園の施設整備(施設再編)の優先順位の目安を以下のとおり整理する。なお、優先順位は、「築年数」「園児数」「定員充足率」「借地料」「認定こども園化の実現性」「事業着手の迅速性」を総合的に加味して施設別に順位づけを行った。
- その結果、優先順位が高い順に、深良幼稚園→富岡第一幼稚園→深良保育園→富岡保育園→西幼稚園→いずみ幼稚園→須山幼稚園→西保育園→東保育園の順になった。また、参考に地区単位で考慮すると、優先順位が高い順に、深良地区→富岡地区→西地区→須山地区→東地区の順になっている。
- 富岡・深良地区の幼稚園・保育園の再編は既に着手しているため、他地区の園は、本結果を参考にしつつ、再編着手時点の状況を踏まえながら、施設整備(施設再編)を進める。

優先順位付けのためのパラメータ

	地区	築年数	園児数 (R6.4.1)	定員充足率 (R6.4.1)	借地料	認定こども園化の実現性	事業着手の迅速性
いずみ幼稚園	東	42	65	40.6	2,843,306	C	C
東保育園	東	41	70	58.3	6,127,918	C	C
西幼稚園	西	49	68	48.6	0	A	C
西保育園	西	42	85	70.8	1,142,055	A	C
深良幼稚園	深良	47	18	30.0	546,343	A	A
深良保育園	深良	39	50	55.6	529,196	A	A
富岡第一幼稚園	富岡	44	34	34.0	517,500	A	A
富岡保育園	富岡	50	76	63.3	452,330	A	A
須山幼稚園	須山	36	13	21.7	0	B	B

出典:裾野市幼稚園・保育園課

優先順位(園ごと)

	地区	総合評価	安全性	規模	必要性	財政面	実現性	迅速性
			築年数	園児数 (R6.4.1)	定員充足率 (R6.4.1)	借地料	認定こども園化の実現性	事業着手の迅速性
いずみ幼稚園	東	6	5	5	4	2	8	6
東保育園	東	9	7	7	7	1	8	6
西幼稚園	西	5	2	6	5	8	1	6
西保育園	西	8	5	9	9	3	1	6
深良幼稚園	深良	1	3	2	2	4	1	1
深良保育園	深良	3	8	4	6	5	1	1
富岡第一幼稚園	富岡	2	4	3	3	6	1	1
富岡保育園	富岡	4	1	8	8	7	1	1
須山幼稚園	須山	7	9	1	1	8	7	5

出典:裾野市幼稚園・保育園課

【参考】地区単位での優先順位

①深良地区(3.2)→②富岡地区(3.7)→③西地区(5.1)→④須山地区(5.2)→⑤東地区(5.5)の順になった。

※括弧内は、優先順位平均値を示す。

<優先順位(園ごと)の考え方>

- ① 築年数:園児の安全性。古いほど、緊急度・切迫度が高いため、優先順位が高い。
- ② 園児数:施設規模。少ないほど、緊急度・切迫度が高いため、優先順位が高い。
- ③ 定員充足率:施設必要性。低いほど、緊急度・切迫度が高いため、優先順位が高い。
- ④ 借地料:財政面。高いほど財政負担が大きいため、優先順位が高い。
- ⑤ 認定こども園化の実現性:近隣や既存園舎の敷地に、認定こども園整備(園舎及び駐車場等の附帯施設)ができる市有地がある、または既存園舎の用地が市有地であるほど、優先順位が高い。
- ⑥ 事業着手の迅速度:迅速性。方針が既に決まっている、統廃合による在園児等への影響が少ないと想定されるものほど、優先順位が高い。

7) 再編による施設数推移の想定

- 再編後の公立園は、将来的に2園程度を見込む。
- 公立園の2園への集約は、今後の就学前人口や園児数、教育・保育需要の推移に加え、私立園の動向を見極めた上で事業着手する必要があるため、構想改訂版3・再編計画改訂版の計画終期(令和18年度)にこだわらない。

運営主体	種別	現状 (令和6年12月時点)	→	再編後 (令和19年4月以降)	[参考] 構想改訂版2・ 再編計画
公立	認定 こども園	0	→	2	4
私立	認定 こども園	3		6	8±1
計		3		8	12±1
公立	幼稚園	5		0	0
私立	幼稚園	3		2	3
計		8		2	3
公立	保育園	4		0	0
私立	保育園	2		0	0
私立	小規模	4		4	4
計		10		4	4
公立	児童館	1	0	0	
公立	親子交流 スペース	1	1	計画記載なし	
計		2	1	0	
合計		23	→	15	19±1

※公立幼稚園・保育園は、全て認定こども園に移行し、将来的に2園を見込む(富岡・深良・須山1、西・東1)。

※私立保育園は、全て認定こども園への移行を見込む。

※さくら保育園は、本園と分園で1カウント。

※親子交流スペースは、福祉保健会館内のこども家庭センター内に設置しているものを示す。

(2) 計画推進の手段

これまで整理した方針に沿って、計画推進の手段を以下のとおり整理する。

1) 民間活力の活用推進

市内に立地している私立の幼稚園及び保育園の認定こども園化を支援する。

認定こども園設置に向けた事業者からの問い合わせや相談を随時受け付け、施設整備が発生する場合は、国庫交付金(市費負担あり)の活用に向けた各種調整を積極的に行う。なお、既存の幼児施設の改修や建替え等による新規整備以外の新規の私立園の整備は原則行わない。ただし、想定以上の教育・保育需要が発生する等の状況変化があった場合や、民間事業者からの持続的かつ安定的に市の教育・保育サービスの提供が担保できる、より効果的な提案があった場合はこの限りではない。

2) 公立幼稚園の活用

近年、利用者数が減少している公立幼稚園について、令和4年度から実施時間及び実施日を増加する等拡充実施している預かり保育事業(一時預かり事業(幼稚園型Ⅰ))を維持するとともに、利用者の需要等から、さらなる預かり保育事業の拡充を行い、保育園の需要を吸収することを検討する。また、今後の園児数の状況等によっては、幼・保の一体化の際に、先行して幼稚園の統廃合を検討する。

3) 公立認定こども園整備事業化

3)ー1 公立の幼保連携型認定こども園の整備

公立の幼保連携型認定こども園の整備に伴い、立地候補地の調査及び立地場所の選定や用地の確保を行う。立地場所は、原則、市全域で2か所を想定しているが、私立園の状況等によってはその限りではない。その場合、公立園の役割を考慮し、立地場所においては、一部地域に偏りが出ないように配慮し、市有地での整備を推進する。また、併せて既存の他施設との複合化及び用途変更の可能性も模索する。

3)ー2 公立の幼保連携型認定こども園の運営検討

公立の幼保連携型認定こども園の開園の際には、公立幼稚園・保育園の職員で構成する「認定こども園検討会」等を組織し、公立認定こども園の運営が滞りなく進行するように事前調整を実施する(令和8年4月の(仮称)深良こども園・(仮称)富岡こども園の開園に当たり、令和5年5月から検討・調整作業を実施している)。

4) 既存園の適切な維持管理

構想改訂版3・再編計画改訂版が順調に進んでも、整備完了まで最短で12年ほど必要である。一方、既存園の老朽化が進んでいるため、園児が安心・安全に園生活を送ることができるように、必要な施設修繕を実施する。

5) 財源確保

令和3年2月に宣言した財政非常事態宣言は、令和7年2月13日に解除したが、事業実施に係る財源確保は重要である。そのため、状況の変化等に伴う既存施設の借地の解消や、幼児施設の用途として不要となった市有地の売却を推進し、そこで得た財源は幼児施設再編や既存施設の修繕のために活用できるように検討を進める。また、施設整備に当たっては、地方債（「公共施設等適正管理推進事業債」、「こども・子育て支援事業債」等）、国庫交付金等の外部資金の活用を見込む。

6) 幼保職員の交流推進・人材育成及び人材確保の推進

幼・保一体化（幼保連携型認定こども園化）の推進に向けて、人事異動等を通じた幼稚園教諭及び保育士の交流を推進するほか、幼稚園・保育園・認定こども園の協力体制を構築していく。また、職員に対して研修の機会を適切に確保するように努める。なお、公立園では、医療的ケアが必要な子どもや支援を要する子どもの割合が増加し、職員への責任や負担が増加することが想定されるため、職員は正規職員で対応することが望ましいと考えられる。そこで、施設運営に必要な職員を状況に応じて計画的に正規職員として確保することを検討する。

7) 教育・保育の質向上に関する事業の推進

7)ー1 保育の質向上事業の実施

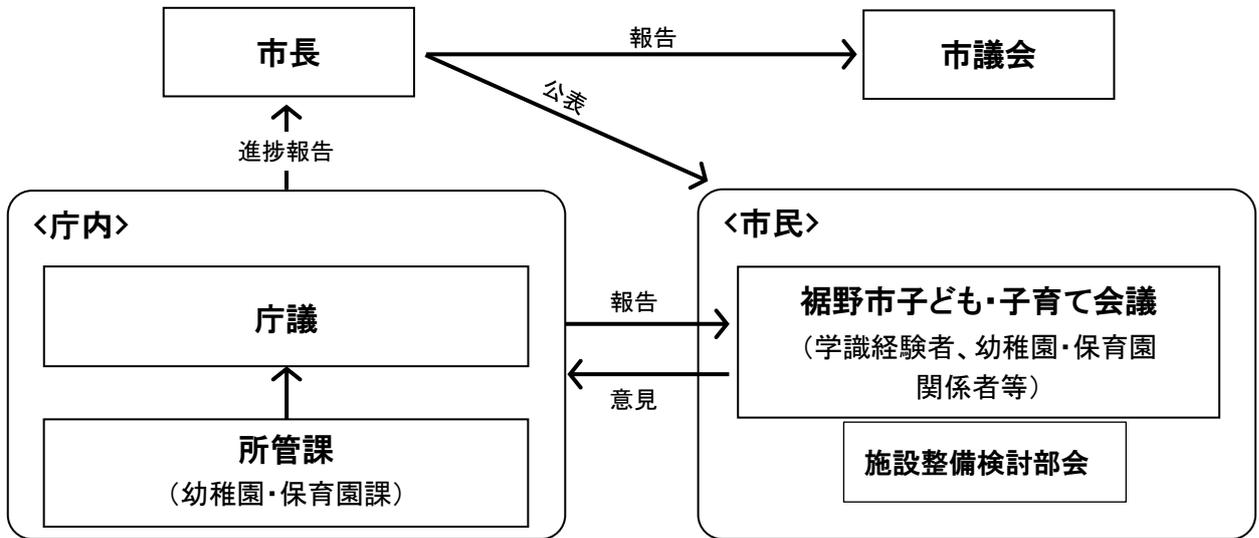
「人権等に関する職員研修」「私立園への人権等に関する研修費補助」「外部相談窓口の設置」等を継続実施し、取組みを推進する。

7)ー2 幼稚園・保育園業務ICT化の推進

幼稚園教諭及び保育士の事務負担軽減により、教育・保育の質向上を図るため、令和3年10月より推進している園業務のICT化を引き続き推進する。

(3) 構想改訂版3・再編計画改訂版の推進体制

推進体制は、庁内においては庁議、市民参加の公の機関である子ども・子育て会議を進捗管理機関と位置づけて推進状況をチェックするとともに、報告・公表していく。



(4) 構想改訂版3・再編計画改訂版の取組みの効果

構想改訂版3・再編計画改訂版の推進は、単純な施設の「縮小」ではなく、「縮充」である。以下に、計画推進によって得られる効果を挙げる。

1) 全市的な教育・保育水準の確保と向上

＜ソフト面(施策)の充実＞

公立園を2園程度に再編した場合、幼稚園教諭及び保育士等の職員が集約され、現状よりも手厚い職員配置が可能となり、よりきめの細かい教育・保育の提供ができる。また、医療的ケアが必要な子どもや支援を要する子どもへの取り組みの充実ができる。

併せて、公立園では、医療的ケアが必要な子どもや支援を要する子どもの割合が増加することに伴って正規職員を計画的に確保した場合、正規職員の割合が、現状の4割程度から8割程度に上昇し、適切な責任分担の実施や職員雇用の安定化につながる。

さらに、全市的な研修の機会を提供することで、教育・保育の質向上につながる。

＜ハード面(施設)の充実＞

当市の公立園は、安全面に支障が出ないように、必要最低限の修繕を行っているものの、老朽化が進んでいる。施設再編によって、新しい施設が整備されると、安心・安全な施設はもとより、園児の園生活の質が向上することが見込まれる。

2) 私立園による多様なサービス提供の推進

私立園の運営を継続的に見込むため、民間事業者ならではの多様なサービス提供が推進され、結果的に当市域での質の高い教育・保育サービスの提供が推進される。

3) 運営経費の削減と教育・保育サービスへの財源再配分

幼児施設の再編によって、本計画期間中(令和18年度)において、一般財源で年間7千万円程度の削減(令和5年度比)を見込む。削減された財源は、教育・保育サービスへの再配分を検討し、質の向上を目指す。

※上記の削減額は、日頃の運営経費であり、公立園の新設やその他の施設整備に対する費用は含んでいない(特に、公立園の新規建設には数億円単位の費用が必要)。なお、私立園への給付費の上昇や物価高騰等に起因する運営経費の上昇、園運営に必要な職員数が増加する等の状況変化が起こった場合は、上記の削減額にはならない。

※医療的ケアが必要な子どもや支援を要する子どもの割合が増加する等の理由から、必要な職員数を維持する(正規職員の割合を上昇させる)ため、構想改訂版2・再編計画と比較すると運営経費は削減できない。

[参考] 構想改訂版2・再編計画では、令和2年度比での削減額であり、比較時点が異なる。

4) 幼児施設延床面積の削減(ファシリティマネジメントの視点)

施設の再編によって、公立施設の延床面積を裾野市公共施設等総合管理計画の計画策定年度(平成28年度)比で概ね7割削減させる。

幼児施設再編後の延床面積

(単位:m²)

	H28	R3	R6 (現状値)	R27 (目標値)
認定こども園	0.00	0.00	0.00	2,100
幼稚園	3,777.00	3,777.00	3,343.00	0.00
保育園	4,957.33	2,998.04	2,998.04	0.00
児童館	539.14	539.14	284.80	0.00
親子交流スペース	0.00	0.00	377.05	377.05
合計	9,273.47	7,314.18	7,002.89	2,477.05
削減割合	-	21.1	24.5	73.3

※R27(目標値)は概算。

[親子交流スペース]面積拡充の可能性はあるが、詳細が未定のため、現状値(こども家庭センターの延床面積を計上)としている。

[認定こども園]新設(約1,200m²)の場合を考慮し、面積算定。

※R6.4開設のこども家庭センター内の親子交流スペースは、R5.3に開設。

出典:裾野市幼稚園・保育園課

上記のとおり、幼児施設の再編によって、少子化等に合わせた運営費や施設規模(延床面積)の適正化、教育・保育サービスの質の向上が図られる。

(5) 再編スケジュールイメージ

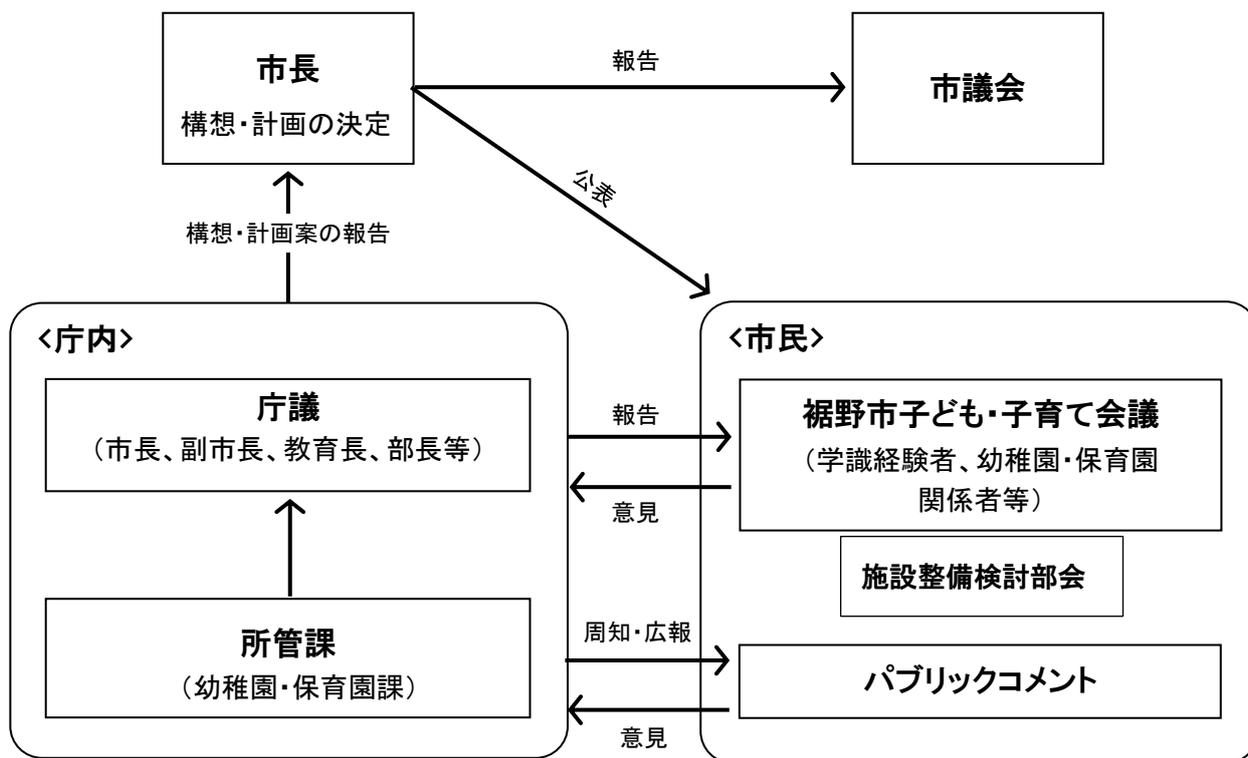
今後の再編スケジュールのイメージを以下のとおり示す。

再編計画推進の手段	前期				中期					後期					
	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18
[参考]構想・計画の対象期間	構想改訂版2・再編計画				▶構想改訂版3・再編計画改訂版 ※状況変化等に応じて、適宜見直す										
①民間活力の活用推進	→				→										
②公立幼稚園の活用	→				→										
③公立認定こども園整備事業化	検討・事業化(富岡・深良)				★ 【富岡・深良】認定こども園化										
					認定こども園の運営検討は開園前 概ね1～2年前に随時実施										
					検討・事業化(須山・西・東)										
					検討事項1【須山】隣接地区を含む他施設との統合・複合化										
					検討事項2【西】認定こども園化(幼保連携型認定こども園)										
					検討事項3【東】幼保を既存の認定こども園へ統合等										
					再統合の検討・事業化(全施設)										
	(各種外的要因の発生を考慮し、概ね上記のスケジュールイメージで対応する。) ただし、状況によってスケジュールの変更は柔軟に対応することを想定。														

再編計画推進の手段	前期					中期					後期				
	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18
④既存園の適切な維持管理	→					→					→				
⑤財源確保	→					→					→				
⑥幼保職員の交流推進・人材育成及び人材確保の推進	→					→					→				
⑦教育・保育の質向上に関する事業の推進	→					→					→				

[資料1]策定体制・策定経過等

■策定体制



■策定経過・各種委員名簿

日程	事項	主な内容
令和6年5月29日	子ども・子育て会議①	現状報告、策定方針説明
令和6年8月21日	子ども・子育て会議②	現状報告、策定スケジュールの説明
令和6年11月27日	子ども・子育て会議③	構想改訂版3・再編計画改訂版(案)の説明
令和6年12月2日	庁議	構想改訂版3・再編計画改訂版(案)の説明
令和6年12月11日	子ども・子育て会議④	構想改訂版3・再編計画改訂版(案)の説明
令和6年12月16日	市議会	構想改訂版3・再編計画改訂版(案)の説明
令和6年12月25日	定例教育委員会	構想改訂版3・再編計画改訂版(案)の説明
令和6年12月23日 ～令和7年1月20日	パブリックコメント	構想改訂版3・再編計画改訂版(案)のパブリックコメント
令和7年2月19日	子ども・子育て会議⑤	構想改訂版3・再編計画改訂版(案)の承認
令和7年3月	策定	構想改訂版3・再編計画改訂版の策定
子ども・子育て会議委員	(会長)三浦靖幸 (副会長)勝又美代子 (委員)伊久美加衣、梁瀬茉有、諸橋史子、西川裕、佐藤貴博、勝間田暢彦、上藤擁、勝又奈保子、橋本正美、湯山英毅、酒井廣志、渡邊直子	

※今回の策定は、計画改訂によるものであり、公私立を含んだ市全体の幼児施設の再編構想・再編計画であるため、施設整備検討部会は招集せず、子ども・子育て会議全体で策定作業を実施した。

[資料2] 幼児施設再編に関する取組み実績

幼児施設整備基本構想が策定された平成 24 年度からの幼児施設再編に関する取組みを以下のとおり整理する。

取組時期	取組内容	構想・計画	待機児童
H24 年度	基本構想の新規策定	—	20 人
H25 年度	西地区再編に関する取組みを開始【再編は実現せず】	基本構想_H25.3 版	0 人
H26 年度	—	基本構想_H25.3 版	0 人
H27 年度	(1)富岳キッズセンターあい(保育所)開園 (2)認証保育所制度導入(2 園認証)	基本構想_H25.3 版	0 人
H28 年度	(1)にこにこ園保育所(小規模保育事業所 C 型)認可・開園(3 月) (2)認証保育所(1 園)認証	基本構想_H25.3 版	0 人
H29 年度	—	基本構想_H25.3 版	0 人
H30 年度	(1)さくら保育園整備補助・旧園舎解体補助(財産処分含む) (2)佐野かがやき保育園(小規模保育事業所)開園【H29 に整備補助】 (3)御宿台保育園の指定管理開始(～R2 年度)	基本構想_H25.3 版	0 人
R 元年度	(1)基本構想の改訂(大規模改訂)・再編計画の新規策定 (2)ひだまり保育園 hagu(小規模保育事業所)開園【H30 に整備補助】	基本構想_H25.3 版	0 人
R2 年度	(1)にこにこ園保育所(小規模保育事業所 A 型)開園(C 型廃止) (2)裾野聖母幼稚園の新制度園移行	基本構想・再編計画 _R2.3 版	3 人
R3 年度	(1)基本構想・再編計画の改訂(大規模改訂) (2)御宿台保育園の認定こども園化・民営化 (3)北児童館の閉館(12/31)・小規模保育事業所に用途変更 (4)富岡第二幼稚園の閉園(3/31)・借地解消、放課後児童室に用途変更 (5)公立園で業務支援システムの導入(ICT 化の推進)	基本構想・再編計画 _R2.3 版	2 人

取組時期	取組内容	構想・計画	待機児童
R4 年度	(1)富岡・深良地区再編方針の公表【公立幼保 4 園→認定こども園 2 園(公立 1・私立 1)】 (2)富岳台保育園の閉園に係る財産処分 (3)こざくら保育園(小規模保育事業所)の開園【R3 に整備補助】 (4)公立幼稚園での預かり保育事業の拡充 (5)親子交流スペース(子ども家庭総合支援拠点内)の開設	基本構想・再編計画 _R4.3 版	0 人
R5 年度	(1)富岡・深良地区再編方針の見直し【公立幼保 4 園→公立認定こども園 2 園】 (2)幼保再編計画の取り扱い公表 (3)保育の質向上の取組み(人権等に関する職員研修)の実施 (4)富岳キッズセンターあい(幼保連携型認定こども園)の開園【R4 に整備補助】 (5)裾野ひかり幼稚園・千福が丘ひかり幼稚園の新制度園移行 (6)認定こども園検討会(公立)での認定こども園化検討開始 (7)須山幼稚園駐車場の借地解消	基本構想・再編計画 _R4.3 版	0 人
R6 年度	(1)基本構想・再編計画の改訂 (2)保育の質向上事業(人権等に関する職員研修・私立園への人権等に関する研修費補助・外部相談窓口の開設)の実施 (3)ぽんぽん石脇こども園(幼保連携型認定こども園)の開園【R5 に整備補助】 (4)こども家庭センター(すこっぷ)の開設 (5)南児童館の機能を、親子交流スペース(こども家庭センター内)へ移転(集約)【R6～継続中】	基本構想・再編計画 _R4.3 版	0 人

※待機児童数は、各年度 4 月 1 日時点。

【構想・計画の凡例】

基本構想_H25.3 版……………裾野市幼児施設整備基本構想

基本構想・再編計画_R2.3 版……………「裾野市幼児施設整備基本構想改訂版」・「裾野市公立教育・保育施設再編計画」

基本構想・再編計画_R4.3 版……………「裾野市幼児施設整備基本構想改訂版 2」・「裾野市教育・保育施設再編計画」

[資料3] 幼児施設整備基本構想・幼保再編計画の改訂履歴

策定期期	計画名称	主な改訂理由	主な改訂ポイント
H24 年度	裾野市幼児施設整備基本構想	新規策定。	—
R 元年度	「裾野市幼児施設整備基本構想改訂版」 ・「裾野市公立教育・保育施設再編計画」	公立園の民営化等を具体的な計画に落とし込む必要があったため。	構想から具体的な計画を策定。
R3 年度	「裾野市幼児施設整備基本構想改訂版 2」 ・「裾野市教育・保育施設再編計画」	公立園・私立園が並立する中で、幼児施設の再編による教育・保育需要の確保を、公立だけでなく、市全体で計画する必要があったため。	①再編方針を、「公立」幼児施設の再編から、「公立・私立」に関わらず全市的な再編に拡大。 ②再編対象の幼児施設に、「児童館」を追加。
R5 年度	幼保再編計画の取り扱い	想定以上の少子化等の影響で、計画どおり新規の私立園の整備を推進すると、将来的に私立園の経営に影響を及ぼし、教育・保育の提供に支障をきたす恐れが生じたため。	想定以上の少子化等の影響を考慮し、新規の私立園整備は令和 6 年度末まで行わない。
R6 年度	「裾野市幼児施設整備基本構想改訂版 3」 ・「裾野市教育・保育施設再編計画改訂版」	①想定以上の少子化等の影響を加味した就学前人口・園児数を推計し、将来的に持続的な教育・保育の提供を計画するため。 ②公立園の明確な統廃合基準を設定するため。	①近年の想定以上の少子化を踏まえ、持続可能な教育・保育サービスの提供のため、再編方針を見直し(既存施設以外の新規の私立園の整備は原則行わない/公立園のさらなる再編)。 ②公立幼稚園・保育園・認定こども園(3 歳児以上)の統廃合に関する判断基準を新設。 ③再編対象の幼児施設に、「親子交流スペース(こども家庭センター内)」を追加。 ④施設再編後の跡地利用について方針を追加。

[資料4]公立幼児施設(幼・保・認定こども園)における施設統廃合(再編)に係る手続きイメージ

【公立】	N-3 年度	N-2 年度	N-1 年度	N 年度
既存園を認定こども園化する場合	<ul style="list-style-type: none"> ・方針決定、公表 ・関係者説明会 ・入所調整(教育・保育) 	<ul style="list-style-type: none"> ・関係者説明会 ・入所調整(教育・保育) ・認定こども園運営調整 	<ul style="list-style-type: none"> ・関係者説明会 ・入所調整(教育・保育) ・認定こども園運営調整 ・各種手続き <p>[県] 認定こども園設置届出、幼稚園廃止届出、保育所廃止届出等</p> <p>[市] 認定こども園・幼稚園・保育園関係条例整備、子ども・子育て支援法に基づく確認等</p>	認定こども園開園
新規で認定こども園を整備する場合	(園建設工事)基本設計 <ul style="list-style-type: none"> ・方針決定、公表 ・関係者説明会 ・入所調整(教育・保育) 	(園建設工事)実施設計 <ul style="list-style-type: none"> ・関係者説明会 ・入所調整(教育・保育) ・認定こども園運営調整 ・園建設工事に係る国庫交付金等の申請 	園建設工事 <ul style="list-style-type: none"> ・関係者説明会 ・入所調整(教育・保育) ・認定こども園運営調整 ・各種手続き <p>[県] 認定こども園設置届出、幼稚園廃止届出、保育所廃止届出等</p> <p>[市] 認定こども園・幼稚園・保育園関係条例整備、子ども・子育て支援法に基づく確認等</p>	認定こども園開園

※N には、事象が発生する年度が入る。(例)[認定こども園開園]N 年度＝令和 8 年度

裾野市幼児施設整備基本構想

改訂版3

裾野市教育・保育施設再編計画

改訂版

【発行】 裾野市健康福祉部幼稚園・保育園課

〒410-1192 裾野市佐野1059番地

TEL/055-995-1822

E-mail/jidou@city.susono.shizuoka.jp

令和7年3月